

第9日目（9月9日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。傍聴者の皆様早朝よりご苦労さまです。議場においていただき、大変ありがとうございます。

○議 長 延会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、水道事業管理者から公務のため午後3時ごろ早退の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位5番、議席番号22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 おはようございます。そして、傍聴者の皆様、本当に傍聴のほうをありがとうございます。すごく緊張してまいりました。それでは通告に従いまして一般質問を行わせていただきたいと思います。

1 原子力災害時の対策は

今回は大項目で3点ですが、まず1点目の原子力災害時の対策は、についてお話ししたいと思います。私ははっきり言って柏崎刈羽原発、1回事故を起こした東京電力さんの再稼働については反対であります。だけれども、国のほうが再稼働を決めてしまう可能性もあります。県のほうだって、泉田知事は非常に慎重な姿勢の中でヨウ素剤の準備とかこれはもう国の法律にのっとって整備しなければいけないという視点でやっております。私もやはり南魚沼の安全を守るために反対とは言っても、ちょっと注意して再稼働になったときのために、提言だけはしておかなければということでやらせていただきたいと思います。

まずは柏崎刈羽原子力発電所に災害があった場合に、南魚沼市への避難民は何人くらいと想定しているのか。やはりここの地域は一応避難するエリアというかになっております。よそから人を受け入れるエリアにもなっていますし、また、新潟県内の交通の要所でもありますので、そういう点で非常に大勢の方が、避難した方もそうだし、支援した方もそうだし、来るとお思いますので、こういうことを踏まえてどういうふうに思っておられるのかについてお聞かせいただければと思います。

また、避難を受け入れる状況だけでなく、市民が避難をしなければならない状況も想定しなければなりません。対応はどういうふうになっているのか。それと、市民が子どもや身近な方たちのことを思い自主的に避難する場合もあります。そのときの対応とかはどう考えているのか。自主的避難の場合は勝手にしてくれやと思っているのか、どういうふうを考えているのかについてお聞かせいただきたいと思います。

また、3点目です。ガソリンなどの燃料は、何回かそれこそ福島とかあっちの宮城のほうとかにボランティア等に行ったときに、やはりガソリンの手配が非常に大変でしたと言っておりました。食料をもらいに行くにもガソリンの融通がきかなかつた。中にももう廃車というか、波で流された車のガソリタンクにドリルで穴を開けてガソリンを盗っているという

時代もあったと思います。南魚沼でも 20 リットルぐらいのガソリンの販売制限みたいなものもあったと私は記憶しております。そういう点でいろいろな中で万が一あったときに、いろいろな備蓄品とかは大切だと思いますが、ガソリンについて私は本当に大切な中の 1 つだと思ひ、聞きたいと思ひます。

また、4、隣接自治体との連携・情報交換をどういうふうに考えているのかについてであります。南魚沼ばかりでいろいろな対策をとっても、これはできないと思ひます。例えば食料品だってひよっとしたら隣の人と融通してくれと言ってくるかもしれないし、冬であれば除雪がちょっと間に合わないとかそういうことだって可能性があると思ひます。また、ガソリンがない、燃料がない、そういうこともあるかもしれませんので、そういうときの情報交換の体制はどうなっているか。

原子力災害時の対策はについて、以上、中項目 4 項ありますが、この点でまず大項目 1 の質問をさせていただきたいと思ひます。以上、ご答弁のほうをよろしくお願ひします。

○議 長 牧野 晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様、また大変ご苦勞さまです。ありがとうございます。牧野議員の質問にお答弁申し上げます。

1 原子力災害時の対策は

南魚沼市への避難民がどのくらいかということではありますが、今現在、原子力災害に伴います広域避難につきまして、国、県、市町村及び関係機関が参加した新潟県広域避難対策等ワーキングチームと県内の市町村の連携による任意の研究会であります「市町村による原子力安全対策に関する研究会」で検討を行っているところであります。ことしの 3 月に県が新潟県広域避難計画の行動指針 Ver.、第 1 弾を取りまとめて公表したところであります。この指針の中で我が市は柏崎市、長岡市、出雲崎町、燕市、小千谷市、十日町市、上越市の避難準備区域——これを UPZ と言いますけれども——この住民の避難候補地となっているところであります。対象人口が 40 万 2,600 人と細かいところまで。

そして今現在、即時避難区域——これは 5 キロ圏の皆さんですけれども——これにつきましてはコミュニティー単位での避難を計画して、避難先とのマッチングを行っているところであります。5 キロ圏内というのは柏崎、刈羽の皆さんです。これは自治体そっくりということではなくて、今ほど触れましたようにコミュニティー単位でどこにどうだということを計画しているところであります。

しかし、避難準備区域につきましては今後計画の策定が進められていく予定でありますけれども、マッチングの前段階であります避難計画策定には至っておりません。刈羽村がこの間策定したようでありますけれども、当市の避難者数を今ここで想定することは現時点ではできない。対象人口だけ見ますと 40 万 2,600 人。このうちのどれくらいが我が市に避難をするようになるのかということは、まだきちんとは出ておりませんが、最大 40 万人ということが想定をされるところであります。

避難を受け入れるだけでなく、我が市が避難をしなければならないという状況も考えて

おこななければならないわけであります。南魚沼市につきましては、今申し上げましたように屋内退避計画地域、P P A——30 キロから 50 キロ圏ここに位置しております、基本的には屋内退避の対応となるところでありますが、状況によっては避難準備区域と同じ避難を行う地域となるわけであります。

今現在、避難準備区域からの避難者の受け入れ候補地となっておりますけれども、当然ながら受け入れだけではなくて市民の皆さんの避難にも対応しなければならないわけであります。通常の避難者対応のほかに県と連携して、緊急モニタリングの実施あるいはスクリーニングの準備これらの対応を計画しているところであります。場合によっては安定ヨウ素剤の配布も視野に入れていかなければならないと思っております。

モニタリング等の結果によりまして、市民を市外に避難させなくてはならない状況となったときからは、準備区域からの皆さん方の受け入れは不可能でありますので、市民の避難先について県あるいは災害時の相互応援協定のある自治体と連携して対応するということになるわけであります。

自主避難ということにつきましては、福島第一原発事故のケースを見ますと、母子避難が発生するということが相当予定をされます。しかし、発災当初は市民の屋内退避等の対応あるいは市外からの避難者受け入れの対応、避難行動に支障がある要配慮者——体の不自由な方とかお年寄りの方でありますけれども、これらに重点が置かれますので、市外への自主避難者対応につきましては、当初は避難先市町村に行政サービス等の支援をお願いするというにとどまる程度であります。その後の対応は、職員等を派遣して各種相談、心のケアあるいは帰還に向けた支援、これらを行っていくという手順になることになりましてお願いいたします。

燃料であります、残念ながら燃料供給につきましては、今のところ災害の混乱時に有効な手だてがあるわけではございません。広域的な避難が想定をされまして供給が間に合わなくなる、これは東日本大震災の状況を見ればおのずとわかってくるわけであります。災害協定あるいは国からの支援にも計画にはありますけれども、避難所あるいは防災拠点への供給が優先されることになりますので、自主避難とか個々の移動手段のための燃料については、これはどうしてもやはり個々で確保していただかなければならない、これが実情であります。

また、燃料が供給可能な販売店についても販売店自体が非常に混乱すると思われまして、情報の収集、供給は非常に厳しく難しいことだろうと思っております。ですので、避難者、特に自主避難という形の皆さん方への車の燃料等も含めた部分の供給については、確たる手だてはないということであります。

隣接自治体との連携・情報交換であります。先ほど申し上げましたように、県内自治体につきましては、ワーキングチームあるいは研究会で情報交換をしながら、顔の見える関係を構築していく中で連携も想定した検討を進めております。実効性のある連携ができるものと考えているところであります。また、県外の自治体とも災害時相互応援協定を締結して、協力体制の構築を今進めているところであります。以上でございます。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 原子力災害時の対策は

それこそ答弁のほうを聞きました。(1) 番の柏崎刈羽原子力発電で災害があった場合、南魚沼市の避難民は何人ぐらいと想定されるのか。これはやはり想定できないものもありますけれども、最大 40 万人、そここのところはちゃんとわかって対応していくのが 1 つ。その中で 40 万人が本当に来たらなかなかしんどいところもありますけれども、でも最大の数はちゃんと把握をしていくのは重要だと思います。しっかりといろいろな情報交換をして、もっと絞った正確な数字ができるように県や近隣自治体とかとまた話し合いをしてほしいと思います。

また(2)の避難を受け入れる状況ではなくて、市民が避難しなければならない状況。やはり社会的弱者とかそういう方を初期で重点にしていくのも私はわかります。ただ、やはりあるのは、それでも自主的に避難する方の相談に乗れるような体制とか、(3)番とかぶりませけれども、避難したいけれどもガソリンがなくて避難できないとかそういう方いるわけです。そういうところに——ちょっと 2 番、3 番一緒になってしまいますけれども、私はガソリンの確保については、重点的にやってほしいと思います。

確か市の防災マニュアルの中の原子力災害の第 2 章災害事前対策というところの 5 番に、食料・物資の備蓄、調達供給活動と公共用地の活用という中にいろいろな 4 項目があるのですけれども、事前に市、県及び事業所は一定量の食糧・物資の備蓄に努めるとか、2 は、市は平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結することなど、災害時にそういう結ぶと書いてあります。市のほうも災害協定等を市内の民間の業者さんとかとやっているのはわかりますけれども、(3)、「市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間業者との連携に努める」こここのところがあるわけです。

こここのところでやはり市内のガソリンなどの燃料の把握に努めて、例えば私が思うのは、今 6 万人の中で大体例えば繁忙期と繁忙期ではないときあるわけです。その中で 1 日当たりのガソリンの消費量が 6 万人でこのくらいだから、もし何万人ぐらいの人が来たときは、今の何倍の使用量になるというのを把握するだけでもやはり私は違うと思います。うちの量では 1 日に何万リットル必要、何千リットル必要だからと言えれば、国のほうも万が一の災害時のときに、どのくらい要るのだというのが、わからなくても一定の目安になるわけですね、必要な量というのが。その中で 20 リットルのガソリン制限とかだってされたり、いろいろなことになっていきますけれども、今ある把握量というのは、絶対に私は把握していく必要があると思います。そここのところの把握だけはやっていくつもりがあるのかどうかについてお聞かせいただきたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 原子力災害時の対策は

通常時の市内でのガソリンあるいは軽油も含めてでしょうか、この消費というのは、これはもう市内の販売業者に確認すればすぐ把握できる場所ではありますが、例えばそれは把握

するとして、では非常時にどのぐらい必要だと。必要になった部分を備蓄するということが、いわゆるガソリンスタンドとか特殊な施設を持ったところでなくてはできないわけでありまして、市がどこかへ1万リットルも確保しておくことはまずできない。

ですので、必要量といいますか日常的な使用量の確認はできるわけですが、それに対応する手段として何があるかと言われますと、なかなか備蓄を我々ができないという部分がございますので、それをどう供給していただけるところときちんとした連携をとれるかということだと思っております。

そして、原子力災害ということになりますと、単に私たちの市だけではないわけでありまして。非常に広域的になりますので、このときにはやはり国の部分も含めて相当の対応が必要になるわけでありまして。個々の皆さん方の部分まで我々がそれをきちんと供給できるような体制にしるというのは非常に無理がありますけれども、必要量的にどの程度だということについては、確認を進めてみますので——それは通常時の消費量はわかるわけですから、それらについては確認を進めてみたいと思っております。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 原子力災害時の対策は

私も市に備蓄体制をつくれなんていうことは言うつもりありません。ただ、想定だけはすることは大事だと思うのです。うちの市では1日にこのくらい使うから、災害時の場合はどのくらい必要かわからないけれどもというのは重要だと思うのです。それを国や県と協議する必要ですね、ここのところは——柏崎とかに私はよく遊びにも行くのですけれども、例えば20リットルの制限がされました。ここから柏崎行って戻ってくると、高速を使うと大体160キロから200キロぐらいです。それというのはリットル、今の消費でいくと大体車が7から上でいけば15とか20走りますけれども、そういう点でいくと例えば一番悪い7掛ける20リットルのあれでも140キロで、ちょうどこの辺からガソリンスタンドを多分探すと思うのです。物資を向こうに持っていくにしても、災害のときの本当に一大経路地になると思います。物資がガソリンとかなんて、本当にここは交通の要所なので、足りなくなる可能性があると思います。

そういう視点でぜひ国と県にガソリンだけはしっかりと——新潟県内でいけば逃げるところというのは、糸魚川のほうの海沿い、こっちの越後山脈を超えてあとは福島、新潟のほうに行くわけです。その4通りしかないわけです。そのうちの1か所の要害に入っているわけですから、こういう視点は重要だと思います。市長も一般避難民の——ちょっと乱暴な言い方をすれば、対応まではなかなかできないのはありますけれども、事前の準備としてガソリンだけはしっかり来るようにお願いします、と言っていくのは私は重要なことだと思っておりますので、その視点をもう1回お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 原子力災害時の対策は

災害時にガソリンあるいは食料、水これらはまさに必須条件でありまして、必要不可欠。

ですから、食料あるいは水等についてはさっき触れましたように少しの備蓄はできますけれども、究極的にはとてもそれがすぐ足りるわけではないわけで、ガソリンは備蓄できないのでということです。

私たちの市としては、それはそれでわかりますが、これは地域全体の問題になりますので、我が市にだけ確保しろなんて話はちょっとできませんけれども、そういうときの対応はまず県、そしてそれに連動して国がやっていただくということになりますので、当然ながらそういう視点を持ちながら、また県との協議はしてまいりたいと思っております。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 1 原子力災害時の対策は

私も市だけによこせ何て言うつもりもないですし、県内全体でちゃんと把握して何かあったときは国に対応を求めていく、こういうことは重要だと思います。本当かうそかどうかはわからないのですが、やはりガソリンが福島の災害のときに足りないからといってタンクローリーをえらい国のほうで供給するために買ったという話もあったのですね。そういう点、多分事実だと思うのですが、それはちょっと昔のネットでしかないので今その資料を持っていないのですが、万が一のときの対応をしっかりとしていくことは大事だと思います。

それに絡めて4番目の(4)の隣接自治体との連携・情報交換について言いますが、これはガソリンのことで言えば、南魚沼市にガソリンがあると言えば近隣からも来るわけです。だから、うちだけで確保するわけにいかないと思うのです。そういうことも踏まえていろいろな想定されることは話し合いをしっかりと、ここは先送りしないとか、あとは臭い物にふたをするという形ではなくて、いろいろな視点を持ってやっていただきたいというのが、大項目の1の原子力災害時の対策についてなので、よろしくお願いします。1番についてはいいです。

2 南魚沼産コシヒカリ普及促進について

次、大項目2の南魚沼産コシヒカリ普及促進についてであります。ちょうど1年前の9月議会でコシヒカリ普及促進に関する条例ができました。その中でいろいろとありますけれども、その中のことをちょっと踏まえてですが、(1)市内の市立病院や民間福祉施設及び施設及び公共施設における食事について、南魚沼産コシヒカリの使用状況はどうなっているのかについて。(2)市の建設業界など、市行政と切っても切れない団体等にも、皆さん、南魚沼産コシヒカリの利用促進を、要は消費のほうをお願いしていくというのが大事だと思いますけれども、お願いをしていくべきではないのかなと思います。

あと今、市のほうは一生懸命農協と協力して販売促進をしておりますが、私はこれは非常に大切だと思います。そういう中でも個々の生産者でちょっと変わったことをしている方たちもいるわけです。例えば食味計コンテストに出たりとか、あとは自分で販路を持っている方たちとか、そういう方としっかりと情報交換をしているのかについてお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼産コシヒカリ普及促進について

コシヒカリの販売促進についてであります。市立病院いわゆる市の公共施設でのという提供状況であります。大和病院の病棟食は外部委託をしております、新潟産コシヒカリということでもあります。健友館のドック食及び老人ホーム魚沼荘は、南魚沼産コシヒカリを全て使用しております。その他の特養・介護施設、ここでは県内産あるいは魚沼産コシヒカリ、こしいぶきこれらを使用しているところが多くありますが、南魚沼産コシヒカリという使用は少ない状況であります。これは後で理由を述べます。

なお、市内の公営の保育園は、約 490 人の 3 歳未満児が完全給食でありますけれども、全て南魚沼産コシヒカリを提供しているところでもありますし、3 歳児以上はご飯のみ家庭からの持参となりますので、これはちょっとわからないということになります。小中学校についてはもうご存じのとおりでありまして、週 4 回米飯給食で南魚沼産コシヒカリを全部使用しているということです。

それで、病院あるいは介護施設は、保険適用の縛りがありまして、全部南魚沼産コシにしるというのは非常に難しい状況であります。これらについて改善点があれば、またそれらを模索しながら呼びかけてまいりたいと思っております。

行政と関係の深い団体であります、建設業関係の皆さん方、従業員の方は現場対応が多いということで弁当持参ということもあろうかと思っておりますし、コンビニかどこかで買うという人もあろうかと思っております。弁当を持ってきていただいている方は、大体自家用米を使用していることが多いと考えております。

食を提供いたします業界関係につきましては、先般もちょっと触れましたけれども、「天地人」のときから南魚沼産コシヒカリの使用ということで、強くお願いをしているところでもあります。ただ、強制ができませんので、価格部分でもちょっと厳しいところがあるという方もいらっしゃると思います。

コシヒカリ条例の関係事業者の役割について、普及促進に相互に協力するということが条例にうたわれておりますので、これは機会あるごとに私も話の中でお願いをしたり、出させていただいているところでもあります。弁当につきましても先般確認をいたしまして、ある程度の量が整えば 50 円アップで提供できる。私には 1 つだけというわけにはいかないそうでありまして、その辺もまた価格の中でどの程度の数がそろえば供給できるのか、それらも含めて検討を進めているところでもあります。

販売促進に民間生産者の意見もということでもあります。これはもちろんそうでありまして、ただ、個々への対応というのは非常に難しいものがありますので、実は城之入のあそこで生産団体の皆さん方もいらっしゃいまして、先般、土地改良の 3 魚沼ブロック大会のときに、代表の方から体験発表をしていただいたわけでありまして、その席上でも販売促進について市のほうでもできる限りの協力をしますから、何かあったら農林課のほうに相談に入ってくださいと。例えば販促の旅費とかそういうことについては、個々の対応は無理ですけれども、

団体これらになれば可能でありますからというお話は伝えてございますが、今のところこれを利用しようということは、ちょっとまだ——今はまだないね——今のところはまだ伺っておりません。一応そういうことで門戸は全部広げているということでもあります。

J Aも結局2つありまして、それぞれ販売戦略の違いもありますので、今のところは魚沼みなみのほうが相当利用していると。しおざわさんも中京以西といいますか、そちら側に販路を広げようということで販売促進活動をやっておりますので、それらについての旅費についても支援をしながらやっているというところでもあります。

民間生産者の皆さんのご意見があれば、いつでもお受けをして、お互い協力をしながら販売促進につなげてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 南魚沼産コシヒカリ普及促進について

1番上の市内の市立病院や民間福祉施設とかは、いろいろな保険適用の関係があるということですが、何となくはわかるのですけれども、もし、簡単に説明ができるのだったらちょっと——やはりそれでも私は南魚沼産を使ってほしいという思いがあるわけです。簡単に説明できるのであれば、金額で問題があるということなのか、そのところをちょっとお話しただけだと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼産コシヒカリ普及促進について

これは病院事務部長に答弁させますので、お願いいたします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 2 南魚沼産コシヒカリ普及促進について

病院の給食につきましては、当然、医療機関ということで治療の一環として行われます。施設基準というのがございまして、全てそういう行為に対して単価が決められております。それで、はみ出た分を患者さんに請求できるという仕組みにはなっておりませんので、単価の中でやりくりをしなければいけないということです。額は正確ではないのですけれども1食当たり200円とか300円とか、そういう範囲の状況がありますので、なかなか厳しいといえますか、取り組みが難しいところがございます。以上です。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 南魚沼産コシヒカリ普及促進について

中身についてはわかりましたけれども、ぜひ、何らかの方法をいろいろ探りながら、南魚沼産米の消費について頑張っていただければと思います。また、市長のほうも50円のアップによって、市の職員の弁当についても数がまとまればということですが、やはり私は市の職員の姿勢も大事だと思います。人をお願いをしているけれども、自分たちは安い南魚沼産コシヒカリではないお弁当を食べているということになると、非常に何なのかなと思われるので、しっかりと——こういうのがいいのか悪いのかとありますけれども、例えば1日30個出ていたのが、400円にしたら10個になった。それは400円にしたら10個

になったというのは、逆に市の職員さんにもいろいろな考えを持ってもらわなくてはいけないところだと思います。またちょっとそういう点を踏まえて、しっかりと指導力を発揮していただきたいと思うのですが、市長の考えをお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼産コシヒカリ普及促進について

この条例ができた直後ですけれども、市内の皆さん、そして職員の皆さんからアンケートを聴取させていただきました。市内、市民全体としては、1人平均で60キロ強食べていると。これは全国平均より3キロ多いわけでありまして、市の職員につきましては、70キロを超えております。ですので、非常に米を食べるということについては、ある意味相当貢献をいただいているわけでありまして。

南魚沼産コシヒカリにこれを絞れと、この部分が弁当がとか、あるいは朝飯がどうだとか、夕飯がどうだとか、ここまで我々が強制的にはできません。呼びかけはできますけれども。そういうことは呼びかけとしてはやっていきますけれども、成果が約束されるものではないということをご理解をいただきたいと思っております。

これは職員ばかりではなくて、市民の皆さん全体に対してそうです。必ず南魚沼産コシヒカリを食べてください、これを例えば家庭の経済的な状況の中でそれはだめだと言われても、いやそうでなくて食べよと、これはなかなか言えませんので、呼びかけはいたしますけれども、成果としてどう結果が出るかというのはちょっと私も予測がつかないところであります。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 2 南魚沼産コシヒカリ普及促進について

市長の言われることもわかります。それでも私は頑張って指導力を発揮しなければ、外に対しての示しがつかないと思います。以前、私たちも会派のほうで、例えば北海道とかにも行ったりしましたし、いろいろなところに視察とかに行ったりもします。あと情報公開の中で、市の内部のほうでも天地人博のときに、市内の旅館に泊ったらご飯がまずかったとか、そういうクレームがあったとか、いろいろな意見がちょっと内部から聞こえてくるのです。そういう中で指導して、今、旅館のほうでも南魚沼産コシヒカリを使ってもらっているとか、いろいろなところを旅館さんには努力をしてもらっているけれども、市の内部、ここはやはり指導力だと思います。もうここについて答弁は聞きませんが、頑張って南魚沼産コシヒカリを市の職員の弁当でも使えるようになったという答えを、そのうち聞いてみたいと思います。

あと、(3)番の農協と協力して販売促進をすること。これについてですけれども、生産者の意見。一般生産者の方にも門戸を広げているということですので、もっと多く宣伝をしてもらって、また市もしっかりと応援してくれているというふうに、背中を押していると思いますけれども、さらに押せるようないろいろなアピールをしていただければと思います。

3 若者や子育て世代の声を大切に

2番はこの辺で、3番の若者や子育て世代の声を大切に。市長は若者の声とかを非常に大切

に聞いていると思います。そういうふうには思っておりますが、昔と違い、若者会議や子育て世代の声など、いろいろな世代の意見の聴取をし市政に繁栄をしていると思います。実現までの工程の中で、スピード感が感じられるのもあれば、スピード感が感じられないものもありますので、子どもはすぐに育つとか、あといろいろな、やはり一番環境が変わる世代というのは、子どもから30歳ぐらいまでかな。それこそ学校へ行っていた子が今度は社会人になったりとか、結婚してとかなので、若者向けの政策というのはスピード感を持ってというのが大事だと思います。こういう姿勢についてどう考えているのか、お聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 南魚沼産コシヒカリ普及促進について

若者あるいは子育て世代の声というその前に、誤解を招くとちょっとうまくありませんので、先ほどの質問にお答えしておきますが、市内の旅館等に「天地人」のときお願いしたのは、これは供給する立場ですから、県外あるいは市内の皆さんにも供給する立場ですから、そういう努力をしてください。そして、それは対価としていただけるわけですから、ですので、そういうお願いをした。これは対価を求めずに、今の値段で全部南魚沼産を使えなんてことは、これは言えるはずもありません。ですので、それは職員の問題と、いわゆるお客さんに提供することと混同はしていただいてはちょっと困るわけであります。これははっきり申し上げておきます。

3 若者や子育て世代の声を大切に

若者や子育て世代でありますけれども、スピード感がないということではありますが、ある意味行政の宿命でもあります。それがいいということではありません。市民ニーズも複雑多様化しておりますし、増え続けております。これに限られた予算の中で、いかに効率的に最小の経費で効果を上げられるか、これを全庁を挙げて検討しながら取り組みを進めておるところであります。この点は民間の皆様の事業展開でも当然同じだと思っております。

求めるニーズ、これはやはり千差万別であります。右がいいという人、左がいいという人、それぞれありますので、必要性あるいは緊急性、施策のバランス、こういうことをやはり慎重に情報収集もした上で検討して、そして決定をしていく、実施をしていくということになるわけであります。

そういう中で行政だけで解決できないという課題もやはり混在をしまっているところでありまして、調整に時間を要するということがございます。公平性の確保も当然ながら必要でありますし、そのために意思決定に時間がかかってしまうということもあるのが現状であります。これは認めます。

そういう中でそれぞれの問題はあるわけですが、私もまず実行してくださいと。これは常に職員に訓示をしているところでもあります。検討して考えてばかりいても一歩も前に進みませんから、これはまず実行しましょうと。そこで実行して失敗をしたということも必ず出るわけであります。積極的な行動で、その失敗は、慎重で物事を全く前に進めない現状維

持よりは非常にいいことだと思いますということを申し上げて、職員を叱咤激励しているところであります。

先ほど触れましたように、問題によっては非常に時間をかけなければならないもの、あるいはかかるもの、あるいはすぐ即決即断でできるもの、これらは混在しておりますので、その辺もまた議員からご理解いただき、当然であります。市民の皆さん方の声を十分反映できるような、そういうことに私も含めて市の職員全部そういうつもりで取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 3 若者や子育て世代の声を大切に

2番をちょっと最後言われましたけれども、戻って言うと怒られますのでやりません。

3番の子育て世代の声を大切に。市長が本当に勇気を持って一步踏み出しているというのは非常にわかります。本当にスピード感を持ってやってくれているというときもあるのは、わかりますけれども、大きな全体の中で私はちょっと言いたいのは、先ほど言ったとおりもあるのですけれども、例えば若い人たち、子育て世代というのは、なかなか市政懇談会をやっても出てこられないわけです。それは例えばうちの親父が行っているからとか、子育てで忙しいからとか、そういうことで言えないので、例えば1つの声でも十分聞いてその都度返事をしています。そういうことも大切にしてくれているわけですが、これまで以上に大切に聞く耳を、市長は市長以下、皆さん聞いていると思っておりますけれども、さらに頑張りたいということを含めて3番目の質問をしましたので、よろしく申し上げます。答弁のほうは要りませんので、以上で終わりにします。

○議長 長 質問順位6番、議席番号10番・林 茂男君。

○林 茂男君 おはようございます。歩む会の林 茂男です。議長より許可を得ましたので、通告ののっとり2つのテーマに絞らせてお話をさせていただきたいと思っております。

1 南魚沼交通安全協会の存続について

まず1点目であります。南魚沼郡交通安全協会の存続についてをテーマといたします。南魚沼郡交通安全協会と、そこが運営しております交通センターは、これまで長く地域内の交通安全の諸活動は言うまでもなく、郡内運転免許保持者の免許証の更新や講習会など、また若年層からお年寄りまで多くの方々の利便を図ってきたところでもあります。毎年発行されている交通安全だより、私も当然見ているわけですが、正直その程度の認識であったという自分でありました。しかし、いろいろなことをやってくれている大切な団体なのだという認識は当然あったわけであります。

しかし、今回この地域にあることがもう既に当たり前になっているこの協会の存続が、実は危ういものもあるという話がありまして、関係者の方々からそういう訴えがありました。私も内容を知るところとなりました。

安全協会の運営費の中心はご存じのとおりであります。任意の入会加入金といいますが、入会費、そして免許更新や車庫証明手続とか原付講習会などの、そういういわゆる事業収益

であります。近年はその関係者の皆様からお話を伺うと、確かに私も耳にするところが多くなっていたわけでありましたが、入会をしないという人が非常に増えてきた。存在趣旨の不理解という面もあるのでしょうかし、また不況とかいろいろな昨今の世情に合ったそういう免許保持者の皆さんの入会をしないという行動かもしれませんけれども、あるということであり、これが一番の理由になり、将来を見渡したときに協会の存在が危ぶまれると。まだすぐに倒れるというわけでは当然ないのでしょうかけれども、非常に危惧感を持っているという訴えでありました。

現在は財産といえますか、基金的なものがあるそうでありましたが、そこを取り崩しながら実際運営をしているのが実情だということをお伺いいたしました。今回調べるに当たりまして、私の調べた中では近隣にある他の自治体では、各地のそういう協会への運営に対しまして、補助金等という形で存続に向けて支援をしているというお話を伺っておりますが、本市の状況はどうでありましょうか。

また、恐らくは任意の団体ということでもありますので、土地の借地ということをお聞きしておりますけれども、そういったものが非常に大きなものとしてその運営の問題になっているのではないかということの中で、この市内の市民の多くの方が当然持っている免許証に当たる事業を行っている団体に対して、やはりかなりこう公益性があるという視点から、公の施設等の利用そういったもので、協会運営を助けていくということが考えられるのではないかと思います。その点につきましてお考えをお聞きするところであります。

昭和 51 年の当協会の発足当時、免許保持者が 2 万 9,000 人だったということでもあります。現在はそれが 4 万人をはるかに超えると。市民のほとんどが持っているという状態です。この辺のところでは支援の策として考えるべきと考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

2 公立高校の学級数減の問題について

質問事項の 2 つ目です。公立高校の学級数減の問題についてであります。9 月 1 日、この 9 月定例会の初日終了後、議会全員協議会が行われました。そこでも大変いろいろな議論があったところでありますが、高校の学級数減の問題は、今やこのままかどうかという非常に待ったなしの課題であると考えております。恐らくこのままなのだろうという大方の失望感というものもあるように思えてなりません。

先の 8 月 19 日、これは新聞またテレビ等でも報道されたわけでありましたが、塩沢商工の後援会、同窓会の代表の皆さん、そして一部それに賛同している議員等も含めまして、県に対して要望活動が行われました。PTA の市の連合会の会長さんも同席されておりましたが、その際、申し入れ——要するに学級減の復活を求めた要望でありましたけれども、その際、今月末までの文書による回答をその団体の方々は求めたわけでありましたが、今回、口頭で 10 月発表までは言えないというその一点で終始したそうであります。

私も議会人でもありますので、第一に反省すべき点は、昨年の秋に問題化した際の、私を含めた我々議会側の対応の認識の甘さというものも正直あったかもしれません。それは本当に反

省するところだと思います。しかし、そのときにはこれほどの混乱を予想せずにいたということもありました——正直な話であります。その結果多くの保護者の皆さんから聞こえた怨嗟の恨み節でありました。私の同級生も、その学校に入学できなかった親でありましたが、私の前で泣いておりました。その窮地はどれほどだったかと察するに余りあるものがあります。多分ほかの皆さんには、なかなか自分の子どもの成績に関することでもありますので、他に言いにくい事情、そしてもちろん当事者である子どもの気持ちというもの、本当に大変なものだったと思います。

今回の要望活動を終えて、今ごろという感じもありますが、この問題が終わったとは到底思えません。この春に試験が終わった子どもたち、一次で漏れて二次試験で他の学校を目指した子どもたち、そういったところでは例えば八海高校の体育科、私の娘も3年生におりますが、その生の声を聞きますと、本来体育を志望する人たちでない生徒たちが、当然行き場を見失いそこに二次募集として入ってきた。全員がそうだとは言いませんが、そういう子どもが多いように見受けられる。その中で学級運営、学年運営が非常に大変になっているという話を聞いたりしています。

ほかの学校では恐らく退学者等も入って以降の退学者の数もたくさんいるのではないかと思います。15歳の子どもたちの夢や希望を、やはり私はいささか打ち破ったところがあると思います。大人の責任であるというふうに思います。

この問題の根幹のもう1つは、いまだに恐らくあると思われるそういう中心部といいますか都市部から見た我々——辺境と言いたくありませんけれども、周辺地、辺境に対する軽視の気持ちがあるものだと私は思っております。私だけでなく多くの人がそういう言葉を口にするのも耳にしております。

先に言った8月19日の要望会の席上、その中の1人は県の担当の方に対して、大変失礼な言い方だったのですけれども、激しいやりとりが行われる中で、県庁の十何階という高いところの窓を見ながら、こういうところだけで仕事をしていたのではないですかと。そして、決定に当たって、本当に保護者の声を1人でも聞いてみましたかと、そういうことを非常に声を震わせて言っている保護者がおりました。私も本当にそう思いました。

というのは、やはりその要望会に対するその席上、どうしても向こうの県の皆様に、そこに対する誠実なやりとり、そういう表情や言葉が全く聞けなかったということでありました。私は当然こういう議場では、政治は教育に関与しなというところが大前提だと思いますが、既にこの問題は、教育部門とかそういう関係者だけで解決できる問題を超えているのではないかと思います。

学校は地域の柱だとよく言われます。恐らく創立90周年でしょうか、六日町高校——当時中学だったわけですけれども、大正年間に設立をされて、その当時の設立した皆さんの思いというか、町はちょうちん行列で沸いたということでありまして、そのときの思い、気概といいますか、そういったものがここでこういう形で、非常にまことに県内で6減される中で3つが当市にある高校、そういう理不尽に近いものが、それを是正させるような動きをな

さずして、やはり申しわけが立たないという思いで今回の質問をさせていただきます。

地域がないがしろにされていると思えてなりません。単なる教育問題でなく、地域問題であるという位置づけの中から、人口減も言われている昨今、この問題を見過ごして、ほかのあらゆる人口問題等が語られるわけもないだろうと思っております。議会もやらなければなりません、市長も当然抗議をされたということは伺っておりますが、今ここで10月決定の前に、もう一度敢然と物申す時が来ているのではないかということで、市長のお考えをお聞きしたいと思います。以上、壇上からの質問は終わりにさせていただきます。

○議 長 林 茂男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 林議員の質問にお答え申し上げます。

1 南魚沼交通安全協会の存続について

交通安全協会の存続についてでありまして、協会の財務状況に関する認識、あるいは協会を南魚沼市からなくする、このことについてはなくすることはできない。これだけは議員と全く同じ考え方でありまして、平成25年度の協会の決算書によりますと、協会収入2,600万円余のうち、運転者会費が50%であります。事業収入で45%程度、合わせて95%ということでありまして。

運転者会費につきましては、一般的にはみんな慣れてしましまして、ここで書きかえが受けられるというメリットを全く忘れているのです。これがなくなれば長岡まで行かなければならないわけですから、それを忘れてメリットが少ないと。こういうことで、皆さん方にお願いはしているところでありますけれども、これは運転者の善意で納めていただいていることから年々減少しておりまして、ここ5年間で約30%減、450万円の減収であります。

ここ2年間、警察から受託しております免許更新事業につきましても、更新者数がここ2年間非常に少なかったということから、事業収入が大きく減収して厳しい経営状況ということでもあります。

当然のことながら協会でも書きかえ等の人数というのは予測ができるわけでありまして、減収を予測しまして経費の節減に努めてまいったところでもありますけれども、毎年収支不足を計上して流動資産の減少が続いているところであります。今年度を含む向こう3年間は、免許更新者数も平成25年度よりは増えるという予定でありますので、こういうことの中で若干は増収になる。そういうことも含めて、今すぐに運営が行き詰まるということではないと、これはご存じのとおりであります。平成25年度に特別収入もあったわけでありまして。これは保険の満期という部分で。

そういう話をしましても、結局は赤字体質でありますので、そう遅くない時期に協会の運営が行き詰まるということは、十分考えられるわけでありまして。これは協会の考え方や課題について、今までもお聞かせいただきましたし、今後もまた十分お聞かせいただいて、当然ですが湯沢町と一緒にあって、支援がなければ協会が解散せざるを得ないという状況にだけは持ち込まないということを考えているところであります。それが何年後に来るかというのはちょっとわからない。

そして、公共施設の貸与ということについても具体的にどこそこというお話がありましたけれども、非常にこれは混乱性がございまして、これについてはちょっと協会の皆さん方のご希望を受け入れるわけにはいかなかったわけでありまして。常に警察から半径 150 メートル以内ということをおっしゃっていました。ところが、ここに来まして別にそれにはこだわらないというようなこともおっしゃっていますので、その辺をまたどういうふう調整できるのか、きちんと協議をしてまいりたいと思っております。

今の場所での借地料が年間 155 万円でありますので、非常にやはり経営状況を圧迫しているということは、本当にこの数字が示すとおりでありますので、これらからの移転。それから今、南魚沼警察署が新たに建てかえをするという計画もあるわけでありまして。ただ、まだ実施年度等は決まっておられませんで、これが建てかえになりますと、警察署の中の一部をお借りできるだろうということもちょっと漏れ伺っております。警察署との打ち合わせも含めて、先ほども触れましたように、協会がここからなくなるということだけは絶対するつもりはございませんし、湯沢町の町長、田村さんにもお話し申し上げ、同じ考え方で今進んでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

2 公立高校の学級数減の問題について

学級減問題であります。今ほど議員からお話をいただきました。当然、皆さん方の不安あるいは憤り、これらも十分我々も感じておりまして、県にはできる限りの改善ということの要望は申し上げてまいりました。しかし、1つだけ昨年の結果であります、一次試験に合格しなかった方が確か 51 名、しかし、市内の高校で定員に達しない部分も四十数名あったのです。このバランスが非常に難しい。市内全部の高校で増減をして五十数名もということでありまして、これはもう当然ですけれども幾ら何でもおかしいということは強く申し上げられるわけでありまして、実質的に今この数字を調整しますと 10 名前後のオーバーということです。ここをやはり、この数字がありますと我々が、議員が今おっしゃったようにいわゆる魚沼地域を軽視しているとか、差別的だとかという言葉まではなかなか申し上げられない状況であります。

15 の春を泣かせるなということとは当然あるわけでありまして、さりとて志望した高校に全てが入れるという状況——もしそうなるとすれば、これはもう本来一番いいわけでありまして。そして、3 年間の中でどうしてもついていけないという方は落第ということになるわけですが、入試で全部入れて、3 年間である程度ふるい落とすとは言いませんけれども、ふるいにかけるか、入試のときにやはりこういうふるいにかけるかということでありまして。

本来はもうここまで来ますと、高校も義務教育とほぼ同程度の 99% ぐらい確か高校進学ですよ。ですから、もう希望する方は全部受け入れて、そして 3 年間の中で切磋琢磨していただきながら成長していくという方向を目指していただくのが一番いいと思っておりますが、これはまたなかなか県の教育委員会や文科省の問題まで入りますので、それがすぐに実現できるとは思っておりません。とにもかくにも感情的にならずに、きちんと申し上げるべきところは申し上げて、10 月ごろ発表するのか、それを待たなければならないと思っております。

村上の村上桜ヶ丘高校も1学級減ということで、今、市を挙げて署名活動等に取り組んでおいて、先般それを持って県教委のほうへ行ったそうではありますが、署名簿だけは受け取っておきますと、こういう現実ですね。非常にある意味官僚的ではあります。もっと情のこもった、できる、できないは別にして、そういう対応をやはり求めていかなければならないと思いますので、私も県のほうに出向いた際には、そういう対応も含めてまたきちんとお話を申し上げてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議 長 10番・林 茂男君。

○林 茂男君 それでは再質問をさせていただきたいと思えます。やはり一問一答のほうがりやすかったなと今ごろ思っていますが、申しわけないです。2つ続けて2回目の質問をさせていただきます。

1 南魚沼交通安全協会の存続について

安全協会の件、市長の考えは非常によくわかりました。ただ、先ほど質問の中にちょっと入れたのですけれども、近隣各自治体の当該地域のセンターに対する補助金の支援——支援というもののなのだろうと思えますが、これは十日町では例えば65万円でしょうか、津南町は28万円、約30万円、長岡100万円、私どもの隣の魚沼市が300万円。この辺のところやはり関係者の皆さんは、なぜ当市だけと思っているのかもしれないし、その辺のところ明確な部分があれば、なおありがたいなど。

また、その辺をどうやって当市は考えて、例えば先ほどの土地の問題、当面できないということもありますが、その辺のところ支援がきちんと可能であるかどうかを、現在のところで構いませんけれども教えていただければと思えます。

2 公立高校の学級数減の問題について

それから2つ目の公立高校の学級減の問題であります。先ほど市長が言われた、この地域で定数に満たない学校もあると。それは当然みんながわかっておりまして、具体的に言えば国際情報高校とかもう1校ありますけれどもそこだと思えますが、市内からその学校に行っている子どもたちが——国際情報の場合は4クラスで160人でしょうか、その中で大体この地域から行っているのが30人。そこに行けないというのは残念な話でありますけれども、自分の息子の話をして申しわけありませんが例えに出すと、かなり親はちゃんと向上心を持って頑張るべきだという話をしましたが、やはり自分の行きやすいところに行ったという経緯があります。多くはそういうところもあって、本当に地元の問題の部分もあるのだということ認識しております。

さりとてそれは一方でありますけれども、現状が違いますので、この状態の中でやはり各学校全足並みをそろえて1学級減させたというのは——先ほども言葉を激しくしてしまいましたが、これでもきのうの夜書いた文章はもっと激しい文章で、朝、読み返して恥ずかしくなって書き直してこの程度ですけれども——やはりこれは私どもの地域としては県に実情、また思いをきちんと伝えるべきだと思っております。ともに頑張りたいと思っております、見解をもう一度お聞きをしたいと思えます。

雪の中、例えば冬の間、子どものところには私立学校が近くにないわけでありますので、ここから遠くのところに出す。湯沢の議員からお聞きした話では、入学できなかった子どもたちについては、関東のほうの学校にも出しているとか、さまざまあります。そんな中で夏はまだしも、冬は家から通うというのがどれほどの困難さがあるのか。ましてや学級減の問題は、県全体の面から見れば8つの地域に分けてやったというのはわかりますけれども、都市圏については増やし、そしてこの周辺地にて減らすという、当たり前の考え方が当たり前にはいかないのだぞというところを、私もやはり憤りもありますのでその辺のところも酌んでいただいて、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼交通安全協会の存続について

近隣市町村では補助金が大小にかかわらず出ていると、ここはなぜ出ないのだという話も前に、やはり協会の方からお伺いしたことがありました。旧町単位の時代、合併前、南魚沼郡交通安全協会として設立をしたわけであります。そのときの覚書やそういうのが——私はわかりませんが、そのときにそういうことで進めたのではないかと思っているのです。ですので、これはなぜ我々のところはないのだということについては、私もよく理由はわかりません。

ただ、ここ近年こういうことですが、それまではずっと黒字基調で来ていたわけです。ですので、魚沼市さんと、あるいは十日町さんと比べれば、湯沢町も含めておりますので運転免許保有者が多い。そして会員になっていただく方が、その当時はやはり相当多かったのではないかと思うのです。それが徐々に意識の変化もあったり、人口減少も当然あるでしょう、そういうことも含めて減っていったと。もとはここにあります。30%も減ったわけですので。この辺をまた強く呼びかけながら、先ほど触れましたように存続ができないなんてことだけは絶対しないと、このことだけをまた議員に申し上げて、ご理解をいただきたいと思っております。

2 公立高校の学級数減の問題について

高校のほうでは、県は再編に当たって保護者をはじめとする県民のご理解とご協力が不可欠、こういうことをおっしゃっているわけです。言っていることとやっていることが違うではないかという話になりかねない。ですので、我々とすればその方針どおりに、しっかりと地域の声をくみ上げてやってくださいと。これ以上のことはなかなか——どこの高校を幾つ増やせなんてことはなかなか言えるわけでもありませんので、それに基づいてやらせていただく。

それから、これは前々から教育長が申し上げてありますけれども、減が回復するか否かは別にして、市として今なすべきことはどうする。子どもたちのやはり学力を上げる、このことについて今、中学校の校長あるいは国際情報高校の校長等も含めながら、対策に当たっているところであります。詳しくは教育長にこの後ちょっと答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 公立高校の学級数減の問題について

今、教育委員会が当たっていることは、今年度、さらに来年度の高校入試の変更内容が発表されました。このことについても2年連続の大きな動きということで、我々は今、現場で、校長先生が言われましたように、6つの中学校の校長先生と、特に欠員の多かった情報高校を先頭に高校と協議をしまいでしております。

そして、今私がやっているのは、今週の初めに中学生全員と中学生全員の保護者に案内文というか言葉がけをしています。みんなでこの受験の変更に対応しようということで、我々は現状の中で精一杯頑張っていくような対応をしておりますし、学力調査の結果も出ました。これについても分析をし、教育委員会として今やらなければならないことを、足を地につけてやっていく所存でございますもので、見守っていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 10番・林 茂男君。

○林 茂男君 3回目の質問、これで終わりにいたします。

1 南魚沼交通安全協会の存続について

1点目から、交通安全協会の存続について、大変前向きなことで恐らく協会の皆さんも安堵されていることだと思いますが、今回この議場でこれをやらせていただいたということについては、ひとつ大きな、いわゆる会員になりたがらない皆さんもラジオを聞いているかもしれないし、そういった中でやはり自分たちの地域の今あるものが当たり前だということだけはやめていって、自分たちでそれをつくっていく。この協会の最初の存立も当初そういう趣旨だったのだと思いますが、その辺のところを喚起できる機会になればということで、お役に立てる部分があればと思って、この質問は終わりたいと思います。

2 公立高校の学級数減の問題について

2つ目の公立高校の問題であります。教育長の話のとおりだという部分もわかります。地域問題だと先ほどから申し上げている中では、今、人口減の問題が言われていて、議会、また市政にとっても非常に大きなテーマだと思います。市長もずっと言われ続けて、これを目指していると言われている地域完結型の社会の構築、それをつくるのだと、目指すところはそこだと。ゆりかごからその生涯を終えるまでだということの中で、ここから一旦やはりふがない結果と、例えば自分が夢見てこの地域にと思った子どもたちが、ここから流出なり、また帰ってくる機会が失われるということにならないように、我々の責務として一緒に頑張っていかなければならないと思いますので、そのことを申し上げまして終わりたいと思います。もし、ご答弁がありましたらお願いしたいと思います。

○議 長 林 茂男君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。

○市 長 1 南魚沼交通安全協会の存続について

交通安全協会の件につきましては、本当にありがたいことだと思っております。私も特別広報等と呼びかけるということもなかなかでき得ないことでありますので、この議場でこういう議論が交わされたということは、これはもうラジオにも乗りますし広報にも載るわけで

ありまして、運転者の方々の自主的な協会運営に参加をしていくという気持ちの促しになれば、これは本当にありがたいこととあります。議員のご厚意に感謝を申し上げるところであります。

2 公立高校の学級数減の問題について

高校のほうも、まさにこの地域で全て完結できるという形をつくり上げていかなければ、これからの自治体間の競争にはなかなか勝てない、こういうこととあります。一時的に例えば大学に行くために、あるいは高校に行くためにこの地を離れることがあっても、必ずここに帰ってきてまた就職もできる、生涯過ごすことができる。この社会の構築については議員のおっしゃるとおりでありますし、私もそれを目標にして今まで進んできたわけとあります。今すぐにそれが完結ということにはなりませんけれども、きちんとした土台をつくりながら進めてまいりたいと思っております。今後ともまたご協力をお願い申し上げます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

議長 休憩といたします。休憩後の再開はちょうど 11 時といたします。

〔午前 10 時 44 分〕

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前 11 時 00 分〕

○議長 長 質問順位 7 番、議席番号 7 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を、ということで質問してみたいと思います。ことしは市制施行 10 周年を迎え南魚沼市の基盤整備は確実に進んでおります。大原運動公園野球場では BC リーグ公式戦や東京六大学野球オールスター戦が行われ、多くの子どもたちがいい思い出をつくりました。たまたま隣の席でパリーグの球団スカウトの方と某大学のスカウトの方が観戦をしておられ、いろいろとお話を伺うことができましたが、地方にこのクラスの野球場があるとは驚きだとおっしゃっておられました。多目的グラウンドが完成すればテニスコートと相乗効果が生まれ、県内屈指の運動公園となり、地域一体が活気づくと思われま。

また、6 月にオープンした市立図書館は連日多くの利用者が訪れております。夏休みに入ってから利用者の数は安定していたことから、図書館単体ではなく複合型の施設として建設したことが成功した要因ではないかと思っております。

市制施行 10 周年という年に当たり、市のさらなる発展を考えたとき、市民の意見を聞きながらその能力を引き出すソフト事業の充実が必要と考えますが、市民の方々は災害時のボランティア活動、ふだんは閑散としている駅通りを活用したイベント、地元の歴史や文化、伝統の継承活動など、さまざまな我々議会人が想像もできないような発想や、到底まねのできない情熱を持ってまちづくりを考えておられます。こういった市民のやる気や能

力を確実に反映させ、よりよいまちづくりに生かしていく方法を検討し、提供していかなければならないと思います。

先日、会派で世田谷区の住民参画のまちづくりを視察してまいりました。人口は88万人であり、規模としては単純に比較できない自治体ではありましたが、まちづくりに対する住民の活動は至って小さくシンプルなものでした。また、行政が提供する助成金も驚くほど少額でありました。誰でも簡単に助成金の申請ができ、事業採択の決定過程が透明性を担保しながら公平に行われることが非常に大切だと感じてきました。

市民のやる気に対する支援体制を確立させ、市民が責任を持ってまちづくりを行うという風土を醸成していくことが必要だと考え、市長の住民参画によるまちづくりの支援に対する考えをお聞きしたいと思います。以上、演壇からの発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

桑原議員の質問に答え申し上げます。まちづくりファンドの設立ということでありまして、今、議員からおっしゃっていただきましたように、市民の皆さん方の創意工夫によりますまちづくり、これは本当に大事なことでありまして、私も積極的に進めてまいりたいと思いますし、今現在取り組んでいるところであります。

具体的には「地域コミュニティ活性化事業」、広域計画協議会の「ふるさと基金事業」こういうことが今あるわけであります。市民の皆さん方の創意工夫で実施する事業を支援している、ここがございます。特に地域コミュニティ活性化事業のうちの提案事業——これは地区の特性を生かして住民のつながりを深めて、そして地域が活性化するために自由な発想で独自に計画し実施する事業でありまして、多種多様でありますイベント、環境美化、安全・安心確保、健康増進こういうことの中で幅広く活動いただいております。

地域づくり協議会の初期組織の体制強化、これをもっと進めましてさらなる活動の充実を進めて、昨年からはじめました「若者まちづくり会議」によって市民参画のまちづくりの仕組み、確立こういう意識を高めていきたいと思っております。

議員のおっしゃるような市民の能力あるいはアイデアの活用については、より効果的な支援体制があれば導入を検討していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

非常に前向きな答弁をいただいたと思います。通告どおり一問一答で進めていきたいと思っております。まず、市民の能力ややる気を引き出してまちづくりを進めていく、これがまちづくりファンドだと思いますが、これは非常にやってみる価値があると思っておりますし、さらに発展をさせていきたいなと思っております。このファンドの基金というのが、市からの基金拠出はあるのですが、市民、企業からの寄附、行く行くはファンド事業による収益ができてくれば、これを基金として運用していくということになると思っております。こういった

事業に対する市長の持つ印象と、こうした事業がこの市になじんでいくかどうかという点も、市長の感想をお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

ファンドという部分につきまして、先般も六日町商工会の皆様方ですか、それを設けて資金運用をしたらどうかというご提案もございました。今、似たようなものが広域計画協議会のふるさと基金であります。これは市と湯沢町が全部基金を持ちまして、その利息運用でやっているわけでありまして。いずれは、これは今、利息が非常に少ないわけでありまして、基金も取り崩さざるを得ない状況が生まれるかもわかりません。

そこで、基金そのものが、今ファンド的な部分と大きく違うのは、市あるいは公共だけが出資といいますか基金を出している。そして運営についても行政あるいは議会関係の皆さん方できちんと管理しているということでありまして。ファンドということで一般市民の皆さん方からいわゆる基金の出資、出捐といいますかを願って運用するということになりまして、当然ですけれども運用する組織、委員会、これは民間の方も入ってくるということでありまして。これはある意味、常に公だけがという意識から非常に移行していける大きな要素であろうと思っておりますので、ファンド基金について、全く否定的な考えを持っているところではございません。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

非常に明確に答弁をいただきました。これはやはり市役所、行政だけではなくて市民が自分たちで立ち上げて、自分たちで管理、監視していくというところに最大のメリットがある事業でございますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。リタイヤした団塊の世代がこれから大量に出てくるわけですが、また、退職した教員の方々が持っている能力を活用するということは、とてもこの地域にとって効果があるのではないかと考えております。

先日もそういう退職した方々から、子どもたちに郷土史を伝えていく活動をしたいとか、シニアや旅行者、観光客の方にトレッキングのガイドをしてみたいなんていう相談があったわけですが、こういった方々が何かしたいというときには年齢的な面からも資金の調達が非常に困難である。しかし、このファンドを利用することによって、やりたいことが実現し、また、市の活性化にもつながると思います。

また、同様に未成年に対しても資金調達が難しいわけですが、未成年、中学生、高校生ぐらいになると何かやってみたいなという画期的なアイデアを持っている子どもたちがいるかもしれません。

そういった視点から、まちづくりファンドは幅広い市民の方が利用可能であるというところに、利点が1つあると思います。ただし、少額な助成に対して柔軟にしていかななくてはならなくするため、少額な助成と小規模な事業が多数発生するという事態が想定され

るわけですが、こういった部分に対しては、市長はどういった印象をお持ちになりますか。

○議 長 市長。

○市 長 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

多様な年齢層あるいは大勢の皆さん方が、これを利用して、例えば設立した時に利用していただけるということは、可能性を追求する上でも、活性化を図る上でも、すばらしいことだと思っている。

ただ、少額助成で、単年度あるいは二、三年でこれが終わってしまうという、我々がやっている基金事業にもそのことが懸念をされまして、必ず何年間持続することとか、何年たったら補助を打ち切りますよとかという、そういう規定はちょっと設けてあるわけです。民間の信託によるファンドということになったときに、ただやってみてそれで終わりましたと、これはちょっと懸念されるところであります。

数が多くて少額というのは、そう気にすることではないと思っておりますけれども、持続性という部分が、やや気になるころではあります。そういう小さな取り組みが皆さんの横の連携によって一つにまとまって大きな取り組みになるということも考えられます。その点だけはある程度、いわゆる単発的であるという部分を、どう審査していくのか。これをきちんとやれば非常にいいことだろうと思っております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

おっしゃるとおりでありまして、世田谷区に視察行ったときも、業績の評価がしっかり委員の中でありまして、単年度で終わってしまった事業も、しっかり公開をされてありました。そういうファンドの利用者がどういった活動をして、どういった評価を得ているということも、市民の皆さんにしっかり公開していくということが、重要になってくるのではないかと思います。もし、この事業が進められるということになれば、そういった公開性もぜひやっていくべきかと思っております。

次の質問に移ります。この事業をやっていくという前提になってしまう質問ではあるのですが、資金を利用する個人または団体等の選定に対して、透明性と公平性が担保されなくてはならないと思っております。視察先の自治体で伺ったのは、多くの他の自治体を見ますと、補助金を出す事業、団体が、一部の団体の既得権になりつつあって、そうした状況を打破して幅広く利用してもらいたいということから、ファンド事業が有効であったと考えたそうです。ファンドの運営委員会による助成先の選考は、公的資金の利活用を進めていく上で、ガバナンスの視点から非常に有効な手段であり、必要なことだと考えます。こういったガバナンスの点からについて、どうお考えになるかお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

まさにそこが一番大きな問題点でありまして、今、我々が行っております基金事業、あ

るいは他の補助分ですけれども、これはやはり旧町時代からずっと続いている。ですから、伝統だとか継続だとかということで、ある意味、既得権化しているという部分もないばかりではないわけでありまして。これを伝統が悪いとか、そういうことを申し上げるつもりではありませんが、そういう枠の中にはまっぴりしてしまいますと、なかなか横の広がりもないし、皆さん方から利用もいただけないと思っております。

委員の皆さん方の能力や識見が大きく左右するものだと思っておりますので、余り既成観念にとらわれるようであっては、旧態依然であります。さりとて、全て刷新してしまえということにもなかなかならないわけでありまして、委員の皆さん方の選考が非常に難しいといえますか、ここに成否がかかってくるのだらうという感じは、私はしております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

東京などの都会であれば合併はなかったわけで、昔からの既得権というのがなかなか派生しないのですけれども、やはり地方に行きますとこういったケース、合併前の旧町意識が非常に強いという問題は、各地で散見されておりました。やはりこういった部分が悪いわけではないというのは、市長のおっしゃるとおりだと思います。こういったところを今まで利用していなかった市民の方にも利用しやすくして、まちづくりしていくという部分が大事ではないかと思っておりますので、この辺の研究もしっかりしていただければと思っております。

次の質問に移ります。ファンド事業を行っている自治体では、公有地の管理を任せ、駐車場にして収入を得ているようなところもあるようです。先日、視察した先でもファンド事業によって区内3か所の駐車場収入を得ており、この収入が実はファンドの基金になっております。

有名人を呼んでコンサートを行ったりとかして成功した場合、売り上げが必要とした経費を上回れば、一定の金額を基金に積んでいくという契約も可能であるかと思っております。やり方次第では収入を生むイベントが開催できる可能性もあると思います。今後、大原運動公園や市民会館等を利用してイベントを開催したいというケースは想定できると思います。また一方で、当市には活用不十分と思われる体育施設や料金の徴収が可能であると思われる駐車スペースがあると思います。もし、ファンド事業を行うという場合は、指定管理者とはまた別の視点ではあるのですが、こうした市の財産の運用を任せるようなことが可能であるかどうか、考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

今、議員がおっしゃっていただいたように、市の管理している施設のほとんどが、指定管理者制度で運用していただいているわけでありまして。これがなかなかご承知のように利益を生み出すというところまで至っていない。もしこれが、こういうファンドの組織にお任せをして、利益を生み出すということになれば大変な効果であります。ただ、市の財産

を管理運営できるような体質、あるいは能力を備えていただくためには、やはりもし設立したとしても、ある程度の時間が必要かと思っております。それをうまくクリアできれば、我が市がそのファンド団体に対しまして、市の財産の管理運用を一部お任せするということについては、何ら支障のないことだろうと思っております。

○議 長 7番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

市の財産をお任せするという事は、非常に難しい点が多くあると思いますが、しっかりとルールをつくってそれを運用できれば、また別のものが生まれてくるのではないかと思っております。また、南魚沼は先日から議論にもありますが、非常にポテンシャルを持っている地域でありますので、そういった部分の利活用は当然進めていくべきだろうと思っております。この辺のご支援も考えていただければと思っております。

最後の質問になります。このファンド事業は、各部署の横断的な部分が出てくる可能性が非常に高いと思われま。しかし、市民のさまざまな考え方を聞き具体化していくためには、やはり基盤整備は十分これまでやってまいりましたので、これからはソフト的な事業をしっかりとやっていくことが、市をよくするために必要ではないかと思っております。今すぐに基金を積んで事業を事業化したいとは私は申しませんが、再三、改めてお聞きすることになってしまいますけれども、市民参画のまちづくりの具体策として、まちづくりファンドを真剣に検討すべきと私は思います。最後に市長の考えをお聞きして終わりにしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市民によるまちづくり支援のための「まちづくりファンド」の設立を

結論から言いますと、このことについて検討、協議は進めてまいりたいと思っております。今、即でき得るかなという部分については、まちづくり協議会により基金運用をファンドにお任せするという事です。これは湯沢町とも当然協議は必要ですし、もろもろの問題点が残っておりますけれども、そういうことができ得れば、人口減少問題とかいろいろの共通課題は、お互い湯沢町も我々も抱えているわけでありま。それらを払拭する意味でということがうまくできればいいかなと思っております。いずれにしても、もう少し情報収集もしながら全庁的に検討を進めて、でき得ればこういうことの設立に向けて進んでみたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質問順位8番、議席番号15番・中沢一博君。

○中沢一博君 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

最初に1点目でございます。犬猫の殺処分ゼロの実現に向けて市長にお伺いいたします。全国の犬猫の殺処分数は、2004年で39万5,000匹で、年々減少傾向にあるものの、2012年では16万匹を超えており、また、県などに引き取られた数の約8割に上がっております。

その中で昨年9月に改正動物愛護管理法が施行されまして、動物が命を終えるまで面倒を見る責任が明確化されました。そこで、まず当市の実態と、犬猫の殺処分ゼロの実現に向けて市長にお伺いするものであります。

1点目でございます。当市の犬猫の殺処分の実態は、どのような状況になっておりますでしょうか。また、今後、その取り組みについてまずお伺いしたいのであります。年間どれぐらいの犬猫が保健所に引き取られて殺処分されているのか、実態をお聞かせいただきたいと思っています。私は無責任な飼い主による虐待や飼育放棄などもあると聞いております。本当に胸が痛みます。人間の都合で多くの動物の命が使い捨てのように——正しい言葉ではないかもしれませんが——もてあそばれている。こんなことはいつまでも続けていいのでしょうかと、私は思う1人であります。

ペットも大切な命であります。この1つしかない命をテレビゲームのようにリセットしてしまう、そんなことはできないのであります。人間の側のモラルが、また厳しく問われてこなければならぬと私は思っております。人間は動物を利用するだけ利用するのではなくして、そして今度は動物に恩返しをすることを考える必要があるのではないかと、またいかなければいけないのではないかと。

動物の生涯を本当に大切にできる社会、そういうものが命の尊さというもの、教育の面でも全ての面でも、私は今後大切になってくるのではないかと、思うわけでありまして。その実態と取り組みをお伺いするものであります。

2点目であります。犬・猫の住民票を発行してはどうかという観点でお伺いするものであります。皆さんは何を言っているのだと思うかもしれませんが、ペットはかけがえのない家族の一員であります。平成25年度のペットフード協会の調査によりますと、日本ではペットの飼育世帯は犬が15.8%、1,087万匹だそうでありまして。そして猫が10.1%で974万匹飼育されているというふうに統計が出されております。この数字を見ても、まさにペットは社会の一員であります。

ペットは介助犬のような生活面だけではなくして、心の面でも人間にとって素晴らしいパートナーであります。高齢者がワンちゃんと触れ合う姿も私は見てきております。本当に明るくなったり、心閉ざされている子どもたちが、周りの友達と仲良くなったりしている現実を見たときに、ペットには人間の心を開き、そして癒す不思議な力があると私は思っております。

そこで、市長に心温まる提言をしたいのであります。家族の一員である犬猫の、名前や飼われている住所などを記載した犬猫の住民票を発行したらどうかと考えるのであります。犬猫の登録を促すことによって、狂犬病の予防、ワクチンの接種率もアップさせるという狙いも込めているわけでありまして。飼い主が犬猫を家族の一員として紹介するという、そういう道具にもなるかと考えております。いかがでしょうか、市長、どうでしょうか。

何かと動物の虐待が報道されている中で、南魚沼市としてちょっと温まるような、そんな観点が違った点かもしれないけれども、南魚沼市の心優しさという、そういう命の大切

さを大事な家族の一員として捉えるという、市長に見解をお伺いするものであります。

3点目になります。犬猫の不妊去勢の措置に対する支援補助制度の創設についてでございます。所有者の不明猫——言葉は適していないかもしれませんが野良猫であります。私たちの周りにも多く存在しているわけでありまして、猫自身は全く何も悪くありません。猫は犬と違い首輪などでつなぐわけにいかないわけでありまして、春先には猫の鳴き声があちらこちらに鳴り渡っております。少しでもかわいそうな猫を増やさないように、こういう猫の適正管理事業と申したらいいのでしょうか、そういうものを導入した中で、地域住民の申請に基づいて、市が避妊だとか去勢の手術の一部を負担するような——そんな多くの、もう猫だとか犬が殺処分されている現実に、何とか真剣に考えていきたい、そういうふう思うわけでありまして。

私は言いたいのであります。税金を、動物を殺すために使うのではなくして、救うために税金を使う。そんな発想の転換を私たちの市はしているのではないかと、市長にお考えをお伺いするものであります。少し変わった観点で皆さんはどう思うかしりませんが、大項目の1点目を、心優しい井口市長に壇上からの質問とさせていただきます。以上であります。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

犬猫の殺処分ゼロということではありますが、これはご承知のように所有者の不明な犬猫の引き取りにつきましても、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて県が行っているところでもあります。また、殺処分がなくなることを目指して所有者の発見に努め、所有者がいないものについては飼養——いわゆる飼うということ——する希望者を募集することに努めることと、こういうふうと同法で規定されております。

犬猫の殺処分につきましても環境省告示で、犬猫の引き取り並びに小動物等の収容に関する措置に基づいて、これも県が行っているところでもあります。このため県では、平成20年度から「新潟県動物愛護管理推進計画」を策定いたしまして、平成18年度から平成29年度までに殺処分件数を半減させるという目標を掲げておりまして、現時点ではほぼ達成された状況と伺っております。

その中で我が市の犬猫の殺処分の実態と取り組みであります。市内での実態は、南魚沼市保健所では所有者不明の動物の届け出がありますと、一定期間預かりまして保健所からの依頼に基づいて市で告示をし、そして、所有者からの申し出がなかった場合は、長岡市にあります新潟県動物愛護センターに収容される。

南魚沼市にかかる殺処分件数が何件かというこれは、ちょっと公開をされておられません。けれども、県全体では、先ほど触れましたように減少傾向にありまして、平成25年度では犬が74頭、猫2,346匹が殺処分されたと報告をされております。市では今、深刻な野良猫等の駆除相談がありまして、行政区長とも相談の上でやむを得ないと判断した場合のみ、

動物愛護センターに収容をお願いしているというところでもあります。県全体では、先ほど触れたように特に猫が圧倒的に多いということでもあります。

2番目の犬・猫の住民票の発行であります。犬につきましては議員ご承知でありましようが、狂犬病予防法の定めによりまして、飼い主は毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせなければならないこと、あるいは交付された鑑札と注射済票の犬への装着が法律で義務づけられていることでありまして、登録制度がございます。人間と同じように転入、転出、死亡、新規登録の届け出が必要となっております、市では犬猫台帳管理を行っているところでもあります。

猫につきましては、今まで特に法律的な規制がないということでありまして、登録制度はございませんけれども、今、動物愛護センターと協力して犬と同様に、首輪あるいは迷子札の装着を啓発しているという状況であります。

住民票ということになりますと、どの程度どうなるかということがちょっと——犬は大体わかっているわけですから、それで結構ですけれども、何を記載するのか。ただ、南魚沼市内に飼い主のこういう方がいて、こういうふう存在していますということ、例えばそれを発行した際に今度は飼っていらっしゃる方が、死亡したとかそういう届け出がなければ、全くこれもまた効果を発揮していかないわけでありまして。そうなりますと、できるかできないか、条例等でこれを制定しなければ、ちょっとでき得ないということになりますので、非常に難しいことだとは思っております。

ですので、まだ検討はしてということではありませんけれども、1つの議員からの提案として、実現がある意味可能なのか否か、このことも含めて若干相談をしてみたいと思っております。

不妊去勢処置に対する支援補助制度です。環境省が平成26年6月3日に犬猫の殺処分数をゼロにするための取り組みをまとめたアクションプランを発表したところでもあります。行政だけでなく一般の飼い主、あるいはペットショップなどの事業者、ボランティアやNPOと幅広く連携して、全国で年間約21万頭に上る動物愛護センター等に引き取られる犬猫の頭数を減らすということで、最終的に殺処分数ゼロを実現するというところを目指しているところでもあります。今後は全国からモデル地域を複数選定して、地域ごとに設定した課題に取り組み、モデル事業を展開しているところでもあります。

大阪市では、野良猫を原因とする生活環境被害、あるいは無責任な餌やり行為によります近隣トラブルなどの問題解決のために、所有者不明猫の適正管理推進事業を実施しております。この事業は地元の合意のもと、猫の避妊去勢手術を行うということでもあります。

雪が降ったりということもありまして、県内の自治体では現時点で新潟市を除いて、犬猫の不妊去勢処置に対する支援補助を行っている自治体はございません。基本的には飼い主の責任ということだと思っております。野良猫の世話をする場合においても、ただ餌を与えるということだけでなく、責任を持って不妊去勢手術を行って、糞尿などの片づけも行う中で、近隣の住民の理解を得られるように努力していただきたいと、考えていると

ころであります。環境省が打ち出しましたアクションプランの事業展開をもう少し見据えた上で、必要がありましたら支援制度も検討してまいりたいと考えております。

新潟市では、市内に生息する飼い主のいない雌猫を先着 260 匹、1 匹について 6,000 円の補助、助成をしているそうであります。不妊手術は大体通常 2 万円から 3 万円、あるいは去勢のほうは 1 万円から 1 万 5,000 円かかると言われております。これは参考までに申し上げさせていただきました。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

今、市長から県内の実態をお聞かせいただきました。その中で犬の住民票の件とあわせて中でお伺いさせていただきたいと思っております。さっき出た狂犬病ですね、これは噛まれるとやはり人に感染するわけでありまして、これは 1954 年から最後に狂犬病が確認されていないとそういう報告も聞いております。ですけれども、最近のデング熱ではございませんけれども、本当にどういう状況からどうなるかわからない、そういう実態です。

そういうことを考えたときに、世界では毎年狂犬病で 5 万人が死亡しているという数字も聞いております。狂犬病予防法というのは、先ほど市長が言ったように飼い主に対して、犬の登録と年 1 回の狂犬病予防ワクチンが義務化されているわけでありましてけれども、実際にその実態はどうかということで私も調べさせていただきました。その中で実際の登録している方は 34.3% である。そして予防接種を受けている方というのは 22.1% と言われております。全国平均では 38.9% と言われている。

観点が違いますが、先ほどの登録した数からの予防接種はどうかと言うとまたちょっと違いますけれども、そういう部分でしたときに全国平均では、登録した方の 72.4% が予防接種を受けている。全員は受けていないのですね、現実には。それは執行部もよくご存じかと思っております。その中で一番は山形県で 93.9% であります。2 位が長野県の 93.6%、それで 3 位が私たち新潟の 88.3% という状況であります。最下位が沖縄の 49.6%、登録している方の何と半分以上が予防接種をしていないという実態を調べた中で感じました。市長、まず率直な意見を——この実態と、市長の本当にゼロを目指したいという決意を伺わせていただきましたけれども、この数字を見てまず率直に市長はどのようにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

狂犬病はご承知のように、これに感染しますと犬については 100% の死亡率ということでありまして、これが人間に感染した場合も非常に恐ろしい病気だと言われております。その中で今、議員からおっしゃっていただいた登録はしてあるけれども予防注射を受けていないという数値がこんなに——沖縄に至っては半分以下だという、それはちょっと私が認識をしておりませんでした。当然こういう法律に基づいた制度でありますので、これをしていないということがなぜ存在するのかというのは、ちょっと私は今、わからないぐら

いです。新潟県が88%ということになりますと12%が狂犬病予防をしていないということですから、非常に恐ろしいことだということが率直な実感であります。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

そんな意味で市長ちょっと私の質問の仕方が——市長の性格から言ってきちんと住民票ということで、私たちの住民票と同じような感覚で捉え方をしていただいた、そこまで一生懸命考えていただいたということで、本当に私は敬意を表したいと思っています。

私が思っているのはそこまで考えていなくて、今は市長がおっしゃったように台帳管理という形でやられているわけですけれども、実際に登録したけれども受けていないという部分を、何とか実態の掌握をまずしたい。実際どんな状況なのかという掌握をするためにそういう部分をしたという部分と、やはり接種率を上げたいのであります。

そのための住民票で、例えば正式ではなくて。埼玉のある町村に行ったときに伺ったのは、犬の住民票を誇らしげに見せるのです。うちの子どもがこういう名前で、こういうと言って写真まで入れて見せてくれました。本当に粋だなと感じました。そのような視点も、家族のまず一員だという愛情心を、またひとつの住民票を登録することによってその位置づけというものを飼い主さんにきちんと持たせるという、そういう観点の形を私はしたい。

そして、予防接種は実際受けているか、そういうことをきちんと細かく記載されるような、本当に自治体が管理していかれるような、そういう体制の住民票という発想を私は考えているのですけれども、市長、いかがなものでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

先ほど触れましたように、犬については台帳管理ということで行っております。これが今、それでは狂犬病の予防注射の接種率がどの程度なのかというのはちょっと私が今把握しておりませんので、まずこの点は担当のほうに答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

市内の狂犬病予防注射の接種率というご質問でございましたが、市内では新潟県の平均を大幅に上回らして、平成25年度で97%ということですが、予防接種を受けられない方につきましても、2回、3回の催促をして接種に努めておるところでございます。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

本当に市の、登録に対して97%が受けているまさにすごい数字を今聞かせていただきました。本当に一生懸命頑張っていたいただいているのだなということをごまごまと感じさせて

いただきました。実際に、登録をまだされていない方も現実にいるという部分です。まずここから一步を踏み出していきたい、そういうふうに感じております。97%の数字を見たときに、執行部の思いというものを感じさせていただきましたので、ぜひ前向きに検討し、本当に家族の一員だと、みんなしてそんな温かな部分をちょっと検討していただければと思っております。

最後の不妊去勢の支援助成の部分でありますけれども、今、市長からも大阪市、新潟市の部分をご紹介いただきました。基本的には飼い主が責任を負うわけでありますけれども、実際にこの春先も市報で私も見させていただきました、猫の市報です。そして配って、やたらと餌はやってはだめだと、責任を持ちなさいとそういうチラシも見せていただきました。

正直なところ、現実には私たちの周りにいっぱいいるのです。私の近所にもやはり猫が居ついて飼っている人がいる——飼っていると言ったらあれですけども、餌をやっていた人がいます。そして、私も心配になったものですから聞いたら、ご本人がまず一番最初にしたのは、やはり手術をしているかどうかを見たそうであります。そして、していなかったら、自分がそういう手術を施してやろうと持っていったら、ちゃんとしていたということだった。そして思ったことがあると。この猫が手術をしているということは、迷子になってきているわけですから、どこの猫かということがわからなくてすごく不安だった。実際飼っていいかどうかということが不安だった。そして保健所へ聞いたら、わかるまで飼っててくださいと言われて、今現在も飼っております。

そういう野良猫は——野良猫というか言い方があれですけども——いいほうです。現実にはそうではない部分が出てきているわけでありまして、その中で先ほど市長もおっしゃったように首輪という部分もありました。けれども、やはり今後はマイクロチップというか、そういう注射を皮膚にすれば簡単にできるという部分も出てきておりますので、そういうものも推進して、どこの猫かということがきちんとわかる、そういうものを一步一步ふみかえていけば、そういうものが少しでもなくなるのではないかと感じているわけがあります。

そんな面で先ほどちょっと課長からもありましたけれども、私が心配しているのは、例えば野良猫だとかそういうのがあって保健所に連れていったとき、一定の管理をしてそして愛護センターに持っていくとありました。実際にどのぐらいの日にちをして、そして告知をして持っていかれるのでしょうか。

こんなことを市長に聞くのは大変恐縮でございますので、もしあれだったら結構でございますけれども、何とか私は少しでも殺処分をなくしたいという思いから、私たちにもできることはないだろうかを感じるもので、お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

私は愛護センターで告示をしてどのぐらいの期間、預かるかということについては承知

しておりませんので、担当課長がわかれば答弁をさせます。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

告示をしてから2日間だったかと記憶しております。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 犬猫の殺処分ゼロ実現に向けて

たった2日間でその猫の将来が決まってしまうという。今の状況を見たときに、2日間で探されるだろうかという部分。それから別の部分にいきますけれども、保護管理をする2日間というものをやはりもう少し長くする。島根県も今1週間に延ばしております。もうちょっと延ばして、愛護室だとかそういうものをして、次の探しものができるまできちんと確保するような、そういう部屋も設けるようなときに来ているのではないかと私は感じます。何とか譲渡先を募っていただきたい、そんな面で考えるわけでありますので、ひとつよろしくをお願いします。何遍も言いますが、税金は殺すために使うのではなく、救うために使っていきたい、そのように感じる次第であります。

2 若者の就労支援促進について

次に大きな大項目2点目に移らせていただきます。若者の就労支援促進についてでございますけれども、人口減少問題に待たなしでありまして、各自治体にとっても重要な課題であります。国を挙げて人口減少問題対策本部を設置した中で、総合的な取り組みの議論を開始しようとしております。女性や若者が首都圏に出なくてもいいように地方の雇用の場をどう確保するのか、知恵が求められているのであります。

その中で子育ての支援策や充実、また結婚サポートの出会いの場とかそういう創出と、いろいろ地元の雇用の確保と連携した中で、全力で取り組まなければならないわけでありまして、1点目としてお伺いしたいのは、若者の雇用実態をどのように捉えているのか。

また、雇用戦略は当市として、今後の人口減少を考えたときに大事な部門かと思えます。まず、この実態等をお聞かせいただく中で、戦略をお聞かせいただければと思っております。

○議 長 市長

○市 長 2 若者の就労支援促進について

若者の皆様方の雇用実態をどう捉えているか、また雇用戦略ということであります。平成26年3月末のハローワーク南魚沼管内におきます新規高卒者就職希望状況につきましては、卒業生数957人のうち131人が就職を希望しておりまして、企業の求人数は259人、1.98倍、全員が就職をしているところであります。

若者に限定しない全体の有効求人倍率を見ましても、先般も報告がありました平成26年7月時点では、南魚沼管内1.3倍でありますので、県平均の1.16倍を大きく上回っている。いわゆる人手が、人が足りないという状況が今も続いているところであります。

就職の希望状況につきまして、平成 25 年 7 月中旬にハローワークが就職希望者に確認した調査によりますと、その時点で未定が 29.4%、製造業が 21.2%、販売業が 18.2% という順になっております。これに対しまして企業側が求める人材としては、サービス業が 38.6%、製造業が 21.9%、保安業が 17.9% という順になっておりまして、これは若干のミスマッチと申しますかアンマッチが生じているところでありまして、この問題につきまして、ハローワークと連携をとりながら、引き続き職のアンマッチと申しますかミスマッチについての解消に努めてまいりたいと思っております。

雇用戦略につきましては、今後は人口減少問題の進行、それから雇用者不足という問題が今現在生じてきておりますので、市の産業振興ビジョンに規定しておりますとおり、若者就職支援事業として、若い人が地元就職することで人口の流出を防いで地域の活力につなげるため、就職と職場定着への支援を進めていこうということでありまして。

今年度この取り組みの一環といたしまして、市報に市内企業の概要、若手就職者の職場紹介、こういうことを掲載させていただいて、既存のウェブ企業ガイドと連携しながら情報発信を行っております。あわせて 10 月 16 日に開会されます魚沼地域ビジネス交流会で、高校生と企業が直接触れ合う場の提供ができるよう、今管内の高校と協議を進めているところでございます。以上であります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は 13 時 10 分といたします。
〔午前 11 時 51 分〕

○副 議 長（牧野 晶君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

関 常幸君から午後欠席の届け出がありましたので報告いたします。

〔午後 1 時 09 分〕

○副 議 長 中沢一博君の一般質問を続行いたします。15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 それでは昼食をまたぎまして仕切り直してさせていただきます。よろしくお願いたします。

2 若者の就労支援促進について

市長から今、当市の詳細等を聞かせていただきました。本当にその数字を見たときに、我が市はハローワークに関しては全体的に 1.3 倍であるし、全国平均は 1.1 倍と私も聞いております。その中で高校生の希望者に関しては 100% 大丈夫であるというご報告もいただきまして、その点は私は安心をさせていただきました。

その中で私はちょっと心配を感じるわけで、19 か月で雇用の率が上がっているということに関してはいいことですが、東京も実は 1.62 倍という状況で上がっております。本当に今いろいろ騒がれているように、首都圏に集中してしまわないか。いろいろ今後の情勢を考えたときに、やはりその状況の中をどうこの地域に呼び起こそうとしているのか。首都圏に大学、また専門学校へ行った学生さんを、どう呼び戻そうとしているのかということをお聞きかせたい。先ほどそういうものに関して事業を立ち上げようと思っておりますという話がありましたけれども、ちょっと私がよく聞き手が粗相で大変恐縮ですけれども、も

う一度具体性みたいなものがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 若者の就労支援促進について

主に大学を卒業されて、こちらへ帰ってきたいけれども目指す職場がないということが、我が地域ではやはり顕著であるということ、私は認識しているところであります。やはり幅広い、そしてある程度専門的な知識や技能を生かせる職場というものがどうしても必要だと。そういうことの中でメディカルタウン構想によりますそういう高度な技術とか、あるいは専門性を有するような部分、こういう企業を何とかこの地に立地をさせたい。あるいは市内の皆さん方から起業を目指してもらいたいということで、今進めているところであります。

まだ、具体的にこれがというところが出たところではございませんけれども、メディカルタウン構想の中では、これは専門性を生かすということではまだありませんけれども、ようやく2社が進出を決定いたしまして、今その進出の手続をとっているという状況であります。

きのうですか、中沢俊一議員のご質問の中にありましたプラチナタウンという部分も、もちろんこれはそういう皆さんだけがターゲットではなくて、そういうことによってそこに発生する企業、こういうことも一緒に取り組んでいければということ、今考えているところであります。

○副 議 長 議席番号15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 若者の就労支援促進について

市長から先ほど、こちらに帰ってくる学生さんたちのミスマッチをしたくないというお話もいただきました。その中で私はどうしても具体性というか、本当に一歩前へ進めていかなければいけない部分で感じるわけであります。そこで、次の若者の積極的なUターン、Iターンの就活支援について連携しているものですから、お聞かせいただきたいと思います。

通告にも書かせていただきましたけれども、地元の企業の求人情報の提供状況、そしてまた合同説明会等をやっているかと思うのですけれども、この説明会のあり方、そして、また私はそういうバスツアーなども具体的に計画した中で一歩進めていただきたい。そして、就活費用の助成等も考えていただきたいという通告をさせていただきました。これにつきまして市長のご見解を伺わせていただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 若者の就労支援促進について

そういうことも含めまして、ことし市で所属を超えた若手職員によります人口減少問題プロジェクトチームを結成して、今、対策を講じているところであります。第一弾といたしまして若者定住促進事業こういうことを取り上げまして、生活情報・就職情報を織り込んだホームページ作成とライフ・スタイル誌の発刊を今進めているところであります。

また、ハローワーク南魚沼が大学生等を対象にいたしまして、4月30日に開催した企業説明会「南魚沼就職ガイダンス」を市も共催させていただいて、23社の企業と63人の学生から参加がございました。アンケート結果からも非常に高い評価を受けているところであります。

す。こういう連携を今後も進めて事業を進展してまいりたいと思っております。

それから、直接若者だけを対象としたということではありませんけれども、今年度から始めました中小企業研修受講料支援事業は、確か補正でまたちょっと増をさせていただいたところでもあります。これが多く申し込みがございまして、今ほど申しあげました予算の増額補正をさせていただいたところでもあります。こういう研修支援制度の活用によりまして、能力向上を図りながら、就業者、特に若者たちのやりがいを高めて、結果として職場定着率の向上につながっていきたいと考えております。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 若者の就労支援促進について

また、一生懸命こうやって市で発信していただけるということを市長が申されましたけれども、もう1点私が気になるのは、若者の間で非正規社員が多くなってきている。全労働者の今3分の1が非正規雇用者であるという数字が出たときに、将来の社会保障ということ。これからの担い手になる若者の皆さんが、非正規になると賃金の水準がどうしても低くなるわけでありまして、そういう点がすごく気になるわけでありまして、本当にぜひそういう面では発信をしていただきたいし、また行政として、市長がおっしゃったようにどんどんまた推進していただきたいと思うわけでありまして。

その中でちょっと、高校生に関しては先ほど言ったように、7月に行って二十六、七社ですか70名ぐらい集まって、今、市長からも大学は4月に行って23社、63名が集まったとありました。合同説明会というものは今、年に1回かと思っております。これは今後何とかもう少し充実して、もうちょっと発信ができないかと感じるわけですが、開催の時期もあわせて中でお聞かせいただきたいと思っております。

なぜかという、やはり就職活動の解禁がご承知のとおり今度3か月間繰り下がります。2016年からこれになったときに、今の部分でこのままでいいのか。なぜそうしたかということをご私なりに調べさせていただいたら、やはり就活が長期化しているということでありまして。学生の負担が多くなっているということで、3か月繰り下げという方向が示されたと聞いております。まず、合同説明会の回数、また時期につきまして市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 若者の就労支援促進について

この資料によりますと、昨年、平成25年度には3月6日に南魚沼就職ガイダンス、これは大学生、20社で42人、それから7月10日に応募前の企業説明会、これはその翌月の3月の高卒者対象で28社、147人、それから10月17日に魚沼地域ビジネス交流会、96社、国際大学生を含めて40人の参加、魚沼市の中学生が320人参加と、こういうことを平成25年度はやってまいりました。平成26年度は先ほど申しあげましたように4月30日に大学生等のガイダンスで23社、63人。そして7月18日に応募前の企業説明会、3月のこれは高卒対象であります、31社で171人。これは去年28社で147人が31社で171人。また、10月には魚

沼ビジネス交流会。これを大体連携してやっているわけではありますが、回数を増やす等については、連携をしていただいておりますハローワークだとかいろいろの協議会的な中で、実際可能なのか否かすぐ検討はしてみます。

いつでも求職情報が見られるということの中で、先ほど触れましたプロジェクトチームによります生活情報あるいは就職情報を織り込んだホームページ作成と、ライフ・スタイル誌の発刊を予定しておるところであります。ガイダンス部分の増については、ハローワークをはじめとする連携先とまた協議をしてみたいと思っております。以上です。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 若者の就労支援促進について

ちょっと私の調査不足で、私が聞いたところよりもいっぱいやっていたという事で、大変失礼いたしました。申しわけないと思っております。今の学生の皆さんの傾向を見ていると、やはり昔と同じで大企業を希望しているというのはおわかりですが、日本の企業の99%は中小企業であるわけですし、私どもの地域においては、そういう面では短期決戦になったときに不利になるという思いを私は感じているのです。そういう面で、もう少し今連携をしてやっていくということを、ぜひお願いしていただきたいと思っております。

情報発信をいかにするかということと、私はもう1点、先ほど言ったように例えば合同説明会のようなときに、首都圏にバスなどを出して連れてくるぐらいのことはできないだろうかと思うのです。学生さんの思いで一番の部分は経済的負担が多いと。今、50社も受けているという人がいると結構そういうふうになっていますし、大体1社、7回から8回行かなければだめだと。ましてや私たちの地域はなかなか向こうからこっちに帰ってきて、多分家があるわけだから交通費だけで、そういう面では恵まれているかもしれないのだけれども、そういう点、もう少しバスの援助などしました中で、地域が一丸となってやるという体制というのは無理でしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 若者の就労支援促進について

これが無理というか、できないということではないと思っておりますが、そういう部分について、まだバスまで出してとか交通費を——前にもどなたかが交通費を支援したらどうだということもありました。それらについてはハローワーク等ともちょっと協議をしなければなりませんし、企業の皆さん方にもやはりこういうことは呼びかけて、行政だけでそれを全部負担しているということにならないような方法も、また考えてみなければならぬと思っております。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 若者の就労支援促進について

どなたさんかではなくて、私が今まで2回言いました。大変失礼いたしました。それだけ存在感がまだ私もないなと自分自身反省しなければいけないと思っております。

私も今までこれは2回市長にですね、何とかできないだろうか、自分たちのふるさとに帰ってくる、そんないじらしい学生さんに援助できないかということで、今までさせていただきました。私はやはり就活応援基金というものをつくった中で、もう一步踏み出して地元に来てもらう。そして、少しの負担をしてもらう。そして、地元に住んだならば、もう免除制度にしてそれをしなくていいような、そのぐらいの画期的なものを一步踏み出せないか。私の発言力の弱さで大変申しわけないのですけれども、その点どうですか。Uターン、Iターンからしてもう一步、積極的に具体的に進められないものかと感じるのですけれども、もう一度市長、お聞かせください。

○副議長 市長。

○市長 2 若者の就労支援促進について

それは失礼いたしました。私も大体20人から23人そういう皆さん方から、定例議会のたびごとに一般質問も含め、いろいろご質問を受けておりますので、どなたが何を言ったか、なかなか頭の中に入っておりませんので、こちらこそ失礼申し上げます。存在感は非常に大きいものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

今の件ですけれども、これは我が地域にそういう企業が、本当に学生さんが来て受けたくくなるような企業が本当にいっぱいあって、だけれども交通費のことでなかなか無理だよというような兆候が出てくれば、幾らでも考えられることであります。今の状況の中で、やって100%だめだということではありませんけれども、そこまでやって果たして効果があるかというのが、ちょっと疑問だということには前に申し上げたところであります。その辺はきちんとまた市場調査といいますか、そういうこともやりながら大きな効果が見込めるということであれば、これは踏み出すことは全くちゅうちょしているものではございません。

○副議長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 若者の就労支援促進について

ありがとうございます。ちゅうちょしていないということでございますけれども、南魚沼市の力強い発信というものを形として示していただきたい、そのような思いであります。いじらしさというものは、人間、大事であります。南魚沼市のすばらしさというものを、私は何とか都心から私たちの愛する南魚沼へという、そういう一步踏み込んだ施策というものを展開していただきたいと要望し、次の時間がございますので、最後の3点目に移らせていただきたいと思っております。

3 空き家対策の強化・推進について

最後の大きな3点目でございます。これに関しましても市長には大変申しわけないのですけれども、今まで2回ほど一般質問の中で取り上げさせていただきました。空き家対策の強化・推進でございますけれども、高齢化や人口減少が背景に、全国でも空き家が増え続けている問題であります。総務省の発表でも全国的に空き家の数は820万戸に上っております。住宅総数に占める割合も13.5%で、いずれも過去最高となっております。

当市でも景観上の問題だけではなくして、通学路、また幹線の安全確保や台風等、特に私

たちの地域では冬でありますけれども、降雪による倒壊だとか災害の妨げになるわけでありまして、毎年毎年増えているというこの現実を直視しなければいけないと思います。その中で通告にも書かせていただきましたけれども、自治体の対応だけでは限界があるというのは十分承知しております。市長もやりたいと思っているというのも重々承知しております。だけれども、その中で法の整備というものが、国の後押しというものがなかなか進まない。だけれども、そこを何とかしなければいけない。その現実には市長のその後の強い決意をお伺いするものであります。

○市長 3 空き家対策の強化・推進について

空き家対策につきましては、今までも再三ご提言、ご意見を伺っているところであります。毎度申し上げておりますけれども、これはあくまでも個人財産でありまして、基本的に市で対応するということができ得ない。危険が及ぶ場合は、これはきちんと市で対応しているところでありまして、それも費用がその方からいただけたという状況は、全く今ないところでありまして。

それで、県内で空き家管理条例を制定して対応している自治体が幾つかあります。市でも南魚沼市の条例を制定という声がありましたが、実際の対応をお聞きいたしますと、やはり我が市と同じように文書や電話での対応にとどまっているのがほぼ実情でありまして、また、条例による抑止効果も十分には確認ができていない。しかも、条例に基づいて代執行的なことをやった場合、その費用が回収されたということもほとんどないということでありまして。

そして、これは前に申し上げましたが、国で空き家対策法案がこの秋の臨時国会へまた提出される。本来、今の前の通常国会で成立かということで非常に注目していたわけですが、また見送られました。これはなぜそういう状況になっているのか、ちょっと私も地元の国会議員等に尋ねたところですが、なかなかやはりわからない。議員提案という確かな形で出ると思うのです。ですので、いわゆる与野党も含めた議員の皆さん方の見解がごくまとまらないということなのかもわかりませんが、非常に心配といたしますか。期待をしている反面、こういうふうには再三提出が見送られていることに大きな不安も感じているところでありまして。

国がやはりここをきちんと整備していただきませんと、ごね得的なことがまかり通るということでありまして、それについてはやはりそこで我々がそれに負けてはならないということでありまして。

やはり、個人の所有権の問題、代執行における解体費用の問題、それから固定資産税の問題の解決がきちんと図れるような法整備をとにかく国に求めていくということでありまして、市といたしましても空き家対策について放置していることではございません。市でできる限りのことはしておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○副議長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 空き家対策の強化・推進について

市長は、できるだけのことを行っているということをおっしゃいました。今、多分、空き家

の実態は我が市は多分9%台ぐらいではないか、他よりはいいというふうにも前に伺っております。今、市長がおっしゃったように、全国でも355の自治体が空き家対策について、何らかの指導とか勧告とか命令、代行執行について法整備を進めてきました。

市長からは実績が上がっていないというそういうふうな形をお聞きしましたがけれども、その中でも進んでいるところもあるわけでありまして。県内でも15の自治体がしております。ほかの自治体からうちはどうかということではなくて、1軒でもどうしたら減らせるか、冬が来るとぞくぞくとするような状況が、やはりこれからある面では強い姿勢を市民にも知らしめなくてはいけない——知らしめるという言葉が悪いかもしれないけれども、そのままにしているそういう状況を放っておくということは、誠意を、私たちの部分を示していかなければいけないと思いますけれども、市長もう一度この点お聞かせください。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 空き家対策の強化・推進について

議員もご承知かと思っておりますけれども、我が市の放置されている空き家の実態は、ほとんどが市民によるものではないわけでありまして。市民によるものではない。今ここにいらっしゃる方のものではほとんどない。そこが一番大きな問題であります。

ここにずっとご在住であってそうなっているという部分については、若干時間のかかる部分もありましたけれども、関係者の皆さんから対応していただいたりということで、大体その成果は上がっているところであります。条例を制定したからといって、今、議員がおっしゃったように強い姿勢を幾ら示しても、根本的には我々が、結果的に市の貴重な財源を使って、それが回収できないということが目に見えているわけです。むしろ損害賠償されるかもわからない。ここに、私は条例を制定して踏み込むということはしてはならないと思っております。

当然呼びかけは一生懸命やりますし、市としてもできる限りの強い勧告だとか措置とかはやりますけれども、もとの法律が変わらないのに条例を大体つくるということ自体が、私は本来おかしいと思っております。条例というのは、ご承知のようにただ呼びかける的な条例と、本当に罰則等も含めた条例といろいろあるわけですがけれども、つくれないことではありませんが、空念仏に終わる。

それをつくったところで成果が上がったかという、県内で上がっていますか。ほとんど上がっていないのです。そこが私は一番懸念しているところでありまして、どうしてももともと変えていただかないと、これは根本的な解決にはならない。ですので、国のほうにも一生懸命国会議員等を通じて働きかけているというのが現状でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副 議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 空き家対策の強化・推進について

市長がおっしゃっているように、一番してもらいたいところがなかなかできない、そういうのもわかります。でも、まだそこに行かない人たちも現実にあるわけでありまして。市長は

一番大変なところを何とかしたいという思いがあるかと思うのですけれども、今これから高齢社会になって、その中で人口減少になって、空き家がどんどん増えてきたときに、決して私はそういう人ばかりではないと思います。私はまだ、言葉はあれですけれども――。

前にも多分言ったかと思うのですが、小田原に行ったときに、公開条例というものをつくった中で、例えば税金を滞納したら公開しますという条例をつくったそうです。できる、できないは別としまして。そしたら、「忘れていた、おら忘れていた」といっばい納税したと、そういう調査に行ってきました。そういう効果だって私はあるのではないかと思っているのです。何でもそうだ、それができないというのではなくて、その点を私は市長にもう一度、聞いても多分市長の決意がわかると思いますので、ぜひそれを考えていただきたいと思っております。

そうした中で私が1点ちょっと感じるのが、例えば会派で総務省の内閣府に行ってきたときに担当者の方からこう言われました。消防法の観点ではどうでしょうかね、と言われてきました。私もまだ勉強不足でよくわかりません。これは例えば建物が空き家になり、老朽化して倒壊しそうになったときに、消防法としてはどのような捉え方があるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 空き家対策の強化・推進について

先ほど触れましたように、例えば公開しますとか、そういうことでこれから空き家になっていくかどうかは別にいたしまして、今の我が市の空き家がそういうことで対応できる状況ではないということは、先ほど申し上げたとおりであります。忘れていたなんてそれは税金の話でしょうけれども、空き家になっていたのを忘れていたなんて人は出るはずもありません。私たちが全部調べてありますから、その中でどう対応できるか。結果として例えば取り壊すよりほかにない、あるいは雪が積もった部分については再三催告をいたしますけれどもやっただけなくて、安全確保のために屋根の雪をおろしたり、そういうことをやっているわけであります。ですから、幾ら議員がここで声高におっしゃっていただいても、根本的な解決にならないということを、これはご存じでしょう。よくわかると思います。

そこで、詳しくは消防長に説明させますが、消防法では危険が及んで、この部分については消防法上の中で確か対応できるということになっております。消防長から詳しく説明をさせます。

○副 議 長 消防長。

○消 防 長 3 空き家対策の強化・推進について

消防の空き家対策ということでございますが、具体的には南魚沼市の火災予防条例に規定をされておりまして、火災予防の観点から空き家の管理についてということで規定をされているところでございます。条文につきましては、空き家の所有者または管理者これらについては、空き家への侵入の防止、周囲の燃焼の恐れのある物件の除去等についての規定があるところでございます。以上でございます。

○副 議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 空き家対策の強化・推進について

声が大きくなって大変失礼いたしました。時間がなくて大変恐縮ですが、まだまだ勉強不足でどうしても声が大きくなってしまって申しわけなく思っております。最後にちょっと時間がなくて 20 秒しかないのでお聞きいたしますけれども、税の観点から、今、建物が崩壊してしまえば固定資産税が違ってきますね、6 倍。更地にするか、建物になっているかで違います。その点で何とかできないものか、特例措置はできないのか、お聞きして終わりたいと思っています。

〔制限時間を知らせるブザー音あり〕

○副 議 長 市長。

○市 長 3 空き家対策の強化・推進について

それは詳しくは担当部長に説明をさせます。

○副 議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 3 空き家対策の強化・推進について

ただいまのご質問ですけれども、これにつきましては地方税法の規定がありますので、こちらのほうの改正がない限りは市単独では無理だというふうに考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 質問順位 9 番、議席番号 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 市民の皆さん、傍聴に来てくださりまして本当にありがとうございます。それでは一般質問を始めたいと思います。

このたび台風 11 号による全ての被害、特に広島における土砂災害の被害に遭われた方々に哀悼の意を表します。通告に従いまして壇上より一般質問を開始いたします。

1 南魚沼市における防災教育について

大項目 1、防災教育についてです。本年は新潟地震から 50 年、中越地震から 10 年という年であります。各種メディアでも災害に関する事柄が取り上げられることも多く、先日の 9 月 1 日は防災の日ということと重なり、市民、県民そして国民全体に防災意識を高めるニュースが報道されておりました。私自身はと言いますと、これまで学会等で発表してきた災害科学の研究を今後どのように政策に反映するかという点で重要なことは、防災教育の推進であるという結論を得ました。

防災訓練は災害時における行動を確認するために行う訓練であることは誰もが知っている事実です。それでは防災教育とはどのようなものでしょう。

先の大崎小学校で行われた市の防災訓練でもその一端をかいま見る事ができました。会場の周囲に配置された国土交通省の起震車や、湯沢砂防事務所の土砂災害に関する情報パネルや、砂防ダムの意味を解説するモデルが防災教育に当たります。地震の揺れを体験することや土砂災害の危険を知ることは、災害が発生する前にみずからの生命を守る行動に大きな変化を与えます。防災を学ぶと、みずから行う「自助」、行政等が行う「公助」、それとともに

に行う「共助」という言葉を知ることになります。

防災教育はこの中でも自助の部分において、市民一人一人がみずからの判断で能動的に行動することができるよう、そしてその行動によって生命の危機を回避することができるようにするものです。行政が行う避難勧告や避難指示を待つ前に、避難行動にみずからの判断で移せる知識と経験は何にもかえることができないとても大切なものです。これまで多くの被災事例の中で、行政の避難勧告、指示の遅れが指摘されています。

しかし、行政にも限界はあります。その限界を超えてしまうがゆえに被災してしまうのです。そのためにも行政の取り組みとして、市民の防災意識を高めて被災を免れるという事柄をしっかりと進めていかなければなりません。それこそが防災教育なのです。防災教育は防災政策の中でも特に重要な課題ではありますが、災害大国日本の中でも余り行われてこなかった政策であります。

少し話をかえてみます。南魚沼市の自主防災組織率は県内でもトップクラスで、平成 25 年 4 月の時点で 96.5%と非常に高いのです。このように災害に備える姿勢は十分に感じとれる我が市ですが、10 年先、50 年先を見据えて行うべきものは、防災教育そのものです。これまでの取り組みで自主防災組織の形成は一段落したと言えるでしょう。次のステップを踏み出す時期に差しかかっています。

自主防災組織がその名のとおりに自主的に防災に取り組むことは、下の世代を育成することのほかになりません。この 30 年間で日本という国家は、阪神淡路大震災で大都市の直下型地震を経験し、中越地震では高齢化、過疎化が進む中山間地での直下型地震を、そして東日本大震災では沿岸地域における大津波被害を経験しました。このような大規模でパターンの違う災害を複数経験している我が国こそ、防災教育の必要性を感じています。ことに我が市においては大きな地震が発生すると、高齢者が多く、山間部では急激な過疎化が進むという点において、小学校から始まる教育の中で、災害が社会にもたらす影響などを教えていくことがとても重要であると考えられます。

話を戻します。防災の 4R という言葉が表すように、地域で活動し、災害に強い地域社会をつくる上で重要なことは、減少——リダクション、備え——レディネス、対応——レスポンス、復旧——リカバリーの 4 点です。この 4 点に始まる防災教育を小学校教育から学び始めることは、災害時の行動をみずから能動的に行う点でとても有効です。

例えば親子 4 人、子どもは小学生という設定で災害に見舞われたと考えてみましょう。子どもは全ての判断、決定を親に依存して避難をいたします。しかし、それは親と一緒にいる場合のみ機能いたします。子どもたちだけの場合はどうでしょう。判断に悩み時間がかかり行動に移す間もなく被災してしまうケースが高いでしょう。

それでは次に、防災教育を受けた子どもたちが 20 年後、親になった場合のことを考えてみます。防災教育を受けた子どもたちは、大人になり自主的に行動をとるようになり、みずからの言葉で次世代に防災教育を始めていきます。防災教育の種は学校や行政が植え、地域で育み、家庭でその実がなるといわれております。

防災教育は10年、50年、100年といった期間で効果があらわれる長期政策であることは明らかです。短期間で国土を強くするために、現在の日本は国土強靱化計画を実施しております。確かに短期間で建物や道路などは災害に強くなるかもしれませんが。大切なことは、物は幾らでも復旧させることができます。しかしながら地域社会を復興するには長い時間がかかります。そのためにも人材育成などの要素に多くの時間を割き、人間そのものの防災力を高めることがこれからの重要な課題といえるでしょう。

防災は地震だけではなく、その他多くの災害を視野に入れなければなりません。現在、国土強靱化計画の一環として治山治水事業が展開されております。全国でも土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンに指定されている場所のうち22%で砂防施設が完成しています。言いかえるならば、いまだ80%近い場所が未整備のままであるといえます。

10年単位では国家的に見れば短期間である。そしてある程度の整備できる建設事業ですらこのような状態です。この事業を補う人的な要素がなければ、幾ら砂防ダムを建設しようとも人命を守るまでには至らないのが現実です。その現実が先日の広島土砂災害です。かつて大きな土砂災害に見舞われ31名の人命を失った1999年6月29日の広島土砂災害は、その後土砂災害防止法制定のきっかけとなりました。しかし、ほぼ同じ場所で今回、前回の2倍の死亡者を出すという悲惨事になってしまいました。広島市は防災政策の進んだ地域として、私はこの災害の前から注目をしておりました。その広島市をもってしてこの状況なのです。

つまり、砂防ダムや堤防だけでは限界があり、限界を上回る災害を防ぎ切ってはくれないことを証明しています。幾らよい砂防ダムや堤防があってもそれだけに頼っている場合では、その効果を有効に利用することはないのです。砂防施設は完璧でないことを学び、自然を正しく恐れる必要があります。例えて言うならば南魚沼市の場合、幾らおいしいお米があるといっても、調理する側がうまく炊けなければその本質を引き出せないということと同じです。それだけ人的な要素というものが重要です。

私は上町の鎌倉沢の横に住んでおります。川のすばらしさ、自然のすばらしさに触れながら過ごすことで自然に感謝をしておりますが、その自然の猛威もあることを知りながらそこに住んでおります。雪も同様です。この地域の豊富な水源であり観光資源となる反面、雪害はあります。それを知っています。火山活動や地震も同じく、温泉が湧く反面があります。自然を正しく恐れることから始まる防災教育こそ、市の社会整備基盤の本質ではないでしょうか。以上のことから3点質問いたします。

1、我が市における防災教育の現状について、2、防災教育の計画について、3、各種災害の危険箇所の把握と市民への周知方法について。以上3点を演壇から質問し、大項目2問目からは質問席で行います。

○副 議 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 永井議員の質問にお答えを申し上げます。

1 南魚沼市における防災教育について

総論的には全くそのとおりでありまして、そのお気持ちは同じだということをお伝え申し上げまして、我が市における防災教育の現状。この中で防災訓練が、議員は重要なことであるけれども、訓練はあくまでも訓練で避難手順を確認するものであって、教育とは本質が異なるという見解であります。市の総合防災訓練は目的といたしまして、地域住民の生命、財産を守るために災害発生時の初動対応と災害応急対策訓練を実施して、防災活動体制の充実強化それと市民の防災意識の高揚を目的としておりますので、私は一応防災教育の一環だと。そして、繰り返し、繰り返しやることによって、先ほど議員がおっしゃいました能動的にみずから判断して行動できる、このことを体にすり込まなければならないわけでありませう。そういう意味でも訓練でもありますけれども、市民の皆さん方、あるいは市の職員も含めて、1つの教育だと思っているところであります。

小中学校では、新潟県防災教育プログラムによりまして防災教育を実施しているところがあります。この中では新潟で起こり得る津波災害、あるいは地震災害、洪水、土砂、雪災—雪ですね—この5つの災害について、学校の立地条件にかかわらず全ての学校を対象に学習する必須学習項目としておるところであります。また、この項目に加えまして、防災教育をより深める場合に学習してほしい内容として選択学習項目を示して、防災教育を実施しているところがあります。

防災教育の計画についてであります。市では今年度、県と共催で2つの研修会を計画しているところがあります。1つ目は、自主防災組織のリーダー、または今後リーダーとなり得る市民を対象に、11月に長岡技術科学大学の先生を講師にお招きして、自主防災組織リーダー研修の開催を予定しております。2つ目は、災害時における高齢者や障がいのある方などを対象に避難行動への支援について学ぶための避難支援セミナーを、現在、開催に向け日程調整そして講師の方と調整をしているところであります。

小中学校の新潟県防災教育プログラムでは、今後、原子力災害が加わりまして、6つの災害についての学習指導となります。この教育プログラムによりまして、今後も防災教育—いわゆる子どもたちへの教育ですね、これを進めてまいりたいと思っております。

また、先般実施いたしました9月1日防災の日に市政執行10周年記念もありますし、中越大震災10周年の事業として、市内小中学校全校を対象に防災給食の体験、それから2つの中学校では東北大震災で被災し仮設住宅で生活しながら復興に向けて頑張っておられる漁業協同組合「浜人」のメンバーから講演をいただいたところがあります。実際に被災した体験を写真も交えて説明され、児童生徒の皆さんも災害の怖さを認識したというところがあります。防災給食につきましては、目的は当然でありますけれども被災して避難した場合に、こういうものを食べなければならない。ふだんの食事とは全く違う部分でありますから。しかし、市の誇りであります南魚沼産コシヒカリを使って、これだけある意味おいしいものもちやんと被災時にも食べられますということを、きちんと学んでいただくという思いでありました。

それから、各種災害の危険箇所の把握と市民への周知方法であります。魚野川、三国川及

び水無川の洪水によります浸水想定につきましては、河川管理者であります国、県が浸水想定を作成して、それをもとに平成 20 年に市で洪水ハザードマップを作成し全部配付したところであります。土砂災害につきましては、平成 19 年から土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定を進めておりまして、今年度、市内全箇所、540 か所程度になると思われまけれども、この指定が終了予定であります、現在 481 か所の指定が終了しているところあります。この区域指定に伴う説明会は関係行政区単位で行っておりまして、危険箇所の周知とともに土砂災害対応の啓発を図っているところあります。

なお、土砂災害警戒区域指定終了後には、洪水と土砂災害を統合したハザードマップを作成いたしまして、平成 27 年度に配布をする予定であります。平成二十六、七年度で作成、配布、こういうふうに予定を立てているところあります。1 問目については以上であります。

○副 議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 南魚沼市における防災教育について

市長からわかりやすい答弁をいただきましたが、私と少し見解が異なる部分がありまして、防災訓練は防災教育の一環だということまでは理解しましたが、実際、防災訓練というものがどれだけ教育としての効果を発揮しているかという点に、少し疑問があるわけです。例えば話で申しわけないですけども、算数を一生懸命勉強しても何年もかかるわけです。国語は日本語を勉強してもまだまだ私は足りないと思う。同じようにして、防災のことを学ぶというのは、恐らく一生かかることであって、それと同じように気象も変化をしていくと。10 年前には起きないようなことが平気で起きているわけです。

それが 1 つのマニュアルで統一されて上から下りてくるものを、防災教育だと考えてやっていくこともそれはそれで大事だとは思いますが、けれども、実際に教育の一環というふうに捉えているのであれば、その効果はどのように確認するのかという点で、ちょっと市としてはどういうふうに行っているのかと思っているのです。

なぜかと言うと、一見、目の前に迫っていない事態に対して行うことというのは、なかなかその効果を見極めるのがすごく難しいことだと思っています。ただ、災害というのはいつ起こるか分からない、もしかしたらこの 10 分後に起こる可能性だってなきにしもあらずです。そのときに私たちがどう行動できるかというのは、とてもその後の生活ないし私たちの仕事としても重要なことだと思っています。

そういう意味で、訓練というのはあくまで私は訓練でしかないと思っております、訓練の先にあるものが教育だと思っているのです。実際に先ほども申し上げましたけれども、防災訓練の周囲にあった土砂災害はどういうものがこの地域にはあるのかと、砂防ダムがどういう状態にあるのが正しい状態なのかということを説明したパネルがあったりですね。実際に起震車に乗られている方も、私は少ないなと思ったのです。はっきり言って震度 7 なんてそうめったに体験できるものではありませんし、少なからず年 1 回でもそれを体験できるのであれば、それは貴重な経験になりますから、それをもっともっと推進するべきではないかと思っています。そういうことも含めてもう一度、市長は防災教育というものが、今後この市

においてどれくらい重要なものになっていくのかという点を、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市における防災教育について

防災訓練が教育とは違うという観点ではありますが、これは訓練であり、教育であるということ先ほど申し上げたところであります。顕著な成果といたしまして、これはやはり災害が発生しないと成果というのはなかなかわかりません。平成 23 年の新潟・福島豪雨の際に、あれだけの土砂崩れも含めた大変な被害に遭いながら、市内の住民の皆さん、市民の皆さんが、誰一人としてけがも死亡者もなかった。これはまさに自主防災組織そして行政区長、あるいは消防団、そして市の消防あるいは市の防災担当といいますか市の機能、本当に一つになって、避難誘導も含めてやったその成果だと思っております。それがゆえに南魚沼市消防団も、このことについて内閣総理大臣表彰（当日訂正あり）を、非常にすばらしかったと、受けているところであります。まさにこれが教育の結果ということで、私は大きく評価をしているところであります。

議員おっしゃったように、教育をしても、施しても、受けても、あるいは訓練をやっても、成果が頭の中で——教育というのは頭の中で聞かれたことを答えればいいということになれば、これは出てきますけれども、実際のときにならなければなかなか防災教育も、あるいは防災訓練も、その成果というのは見えないわけでありまして。簡単にどれだけ成果が今年ありましたということは難しいわけでありまして、結果としてそういうことがきちんとありましたので、やはり防災訓練——これは訓練ではありますけれども、大きな教育の一環だと私は捉えているところであります。

起震車や豪雨の体験とか、こういうことは議員おっしゃるようにならなければ、これはやればいわけですけれども、なかなか国交省のほうの持ち物とかそういうこともありまして、簡単にあちこちでやれるものではありませんけれども、またそれらについても国交省と県とも含めて相談をさせていただきたいと思っております。

○副 議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 1 南魚沼市における防災教育について

私も自主防災組織率の高さは本当に誇らしいところでありまして、それがなければ平成 23 年の豪雨のときも、今はちょっと考えられないようなことが起きていたのではないかと思います。そんな中で今後、自主組織率が高い消防団に期待することは、消防団の青年が、ぜひ子どもたちにこういうときにはこういうことが起こるのだという、災害と気象の関連性とかをしっかりと伝えていくような活動だったり、今よりもさらに、南魚沼市やるではないかと思われるような活動に発展させていただければ、非常に幸いだと思っております。1, 2, 3 番を通して市長の考えはわかりましたし、防災計画がどういうものなのか、今後どうふうに進んでいくのかということも、考えていただければと思います。

最後にハザードマップについてですけれども、先ほども申したとおり、広島は同じ場所で

同じような災害が起きてしまったわけです。彼らにしてみても当然ハザードマップはつくっていたと、それは明らかです。ハザードマップを配ることがハザードマップをつくったゴールであるならば、それでよいのかもしれませんが、実際にハザードマップをつくって渡すのがゴールではないですね。その先に、ここが危険地域だということを認識してもらって、それに対する備えを市民一人一人に持ってもらうというところまで、ハザードマップの意味を落とし込んでいくのは非常に難しいですし、困難な作業だとは思っています。それがゆえに私はせめて自分の住んでいる周辺ぐらいは、そういうことはやっていこうかと思っているのですけれども、自治体に防災の専門職というのを置くのはまたまた非常に難しいことだと思っています。

実際に先ほども言いました、一見、目の前に迫っていない事態に対して専門職を置いているということは、人がただでさえ足りていないこの時代に無駄に映ってしまうということです。けれども、治水や地震など自然災害の対応を考えることは、行政の根幹を考えることですから、ハザードマップをつくって配るところがゴールではなくて、その先にある何かを、何かに向けて市民全体で取り組んでいくようなハザードマップに仕上げただけならと思います。1問目はこれにて終わりますが、2問目に移りたいと思います。

2 十二沢川の氾濫への今後の対策について

十二沢川の問題は、六日町駅中心に住む住民にとって、とても深刻な問題です。この20年で降雨パターンは日本全体的にも変化をしております。私も南魚沼地域、湯沢も含めて降雨のパターンをアメダス湯沢、塩沢のデータを一さかのぼって研究を始めたばかりですけれども、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれるパターンは、30%近く増加傾向にあるということまではわかりました。

そのことを踏まえると、今後も十二沢川の工事期間が終わるまで、ゲリラ豪雨というのがまだまだ増加する可能性はあると考えたときに、対策をしっかりと行わなければ、なかなか町なかの水害を解決するということには至らないと考えています。

16番議員の昨日の質問の答えの中に、田んぼを利用した水の流れを抑えようという田んぼダムという話がありました。それは私も前から調べていて、新潟市内周辺の場合には、かなり大きな効果があらわれているという文献も目にしました。8月22日の雨のときに、十二沢川の上流方向に水の出どころを私は車でちょっと確認をしに行ってきたのですけれども、六日町バイパス付近の水の流れが異常に速かった印象があります。もしかしたらバイパスをつくったあたりから水害が増えているのかとか、そういうことも何かしらの影響があるのかなと感じたところです。

町なかで水があふれる場合のほとんどは内水氾濫ですから、対策を講じなければ一向になくなることはないと考えています。水害が発生した場合の対策も、現在、県と市となかなか一元化できていない部分も。十二沢川河川改修推進協議会という組織が今ありますので、ぜひとも対策を県と市と一元化をして、水害をなくせるように努めてもらいたいと思っています。今後どのように水害時の対策をとるのか、またそれをしっかりと警戒する仕組み、取り

組み計画はどのようなものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼市における防災教育について

永井議員の質問にお答え申し上げます。前段に入りますが、消防団の皆さん方ということですが、今、実は毎年各地、旧町、あるいは全体で消防の訓練を、春季あるいは秋季にやっているわけでありまして、学校を全部ほとんどが使っておりまして、その際に子どもたちに消防の訓練の見学をさせてはどうだという提案を、ちょっと教育委員会のほうにさせていただきました。ことしだったか、春季演習の際は、城中の代表的な生徒でしたけれども、そこに参加に訪れまして、みんなが感想文を書いたのを私もいただきました。やはり皆さん子どもたちが消防団の実態、そしてどんなに自分たちのために頑張っているのか、これを十分理解することができたと、すばらしいということ、ほとんどの子どもたちが異口同音に語っていたわけでありまして。まずはこういうことをやはり私はやっていったほうがいいのだろうと思っている。

ただ、休みの日でありますから強制的に出ろということは、これは私のほうから教育委員会に対しては申し上げられませんが、自主的にそういうところに——毎年毎年同じところでやっているということではないわけでありまして。ですので、そういうことをもっともってやはり考えていかなければならない。まして、教育の一環としての講演といいますか、そういうことについても、消防団あるいは自衛隊、こういう皆さん方のまたご協力も仰ぎながら実施をしていければいいなと思っております。

2 十二沢川の氾濫への今後の対策について

十二沢川の件についてお答えを申し上げますが、まずは今、議員がおっしゃったとおりでありまして、これは後で触れます。バイパスにつきましては、その前に六日町中学校があそこに移転をいたしました。その際も中学校の新しくなった敷地から水が、もうほとんど浸透しないわけですから一気に流れ出ると、その対策を考えろということで、今現在、六中にありますテニスコートが一段低いところに設置してあります。あれはそういうときのための湛水施設と位置づけまして作成をしました。これは効果を発揮しているものだと思っております。

それからバイパスにつきましても当然同じことが懸念をされたわけでありまして、バイパスにつきましても湛水施設をきちんとつくって対応している。ですので、バイパスに降った雨が一気に集中的に流れ出ることにはなっておりません。場所や規模については、もし必要であれば建設部長のほうにまた答弁させますので、よろしく願いいたします。

十二沢川であります、議員がおっしゃったように、ことしの8月には2度浸水被害が発生したところであります。ちょっと詳しく申し上げますが、8月3日は午後2時から3時までの時間雨量——これは振興局であります——73ミリ、エリアが六日町駅周辺だけ、この辺だけということですね、そういうゲリラ豪雨でありました。また、10分間隔での降雨量が2時から2時10分まで10ミリ、次の10分で26ミリ、次の10分で20ミリ、わずか30分で

56 ミリというものすごい豪雨でありました。この豪雨によりまして、一瞬で十二沢川に周辺の水が流れ込んだということでありまして、床下浸水が 43 戸という被害が発生したところがあります。

また、8 月 22 日は、午後 2 時から 3 時までの時間降雨量 22 ミリというこれもゲリラ豪雨でありまして、34 軒の浸水被害が発生いたしました。この 3 日の 30 分で 56 ミリ、この雨がもし 1 時間続けば単純計算で 112 ミリですので、もう床下どころの騒ぎではなかったということでありまして、豪雨災害ということを常に意識しながら行かなければならないと思っております。

そして、根本的な解決は、議員もおっしゃっておりますし自明のことではありますが、改修が一日も早く終わることということでありまして、県との情報やそういうことの一元化も当然図っておりますし、いずれにしてもこの工事を早く終わらせるため。

それから対策協議会等の中でも、これはやはり個人の財産の問題等もありまして、協議会の皆さん方と 100% ですね——思うところはみんな一致しているのです、早く改修して豪雨災害禍から免れたいという。しかし、個々に入りますとこれは通例でありますけれども、どうしてもいろいろな問題点が発生する。それに対しても県と市は本当にまさに一衣帯水ということでありまして、一緒になって、協議会の皆さん方とも一緒になって対応しているところでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

なお、寺口議員のご質問にもお答え申し上げましたように、大型土のうの近隣への配置、それからどの程度役に立つかは別にいたしまして、排水ポンプの貸与も今進めているところでもありますので、よろしく願いいたします。

○副 議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 十二沢川の氾濫への今後の対策について

この問題はやはりなかなか解決の糸口を見つけ出すのは難しいところだと思っておりますけれども、十二沢のいわゆる駅裏、緑町のあたりは、いろいろなところから水が集まる、いわゆる道路でいったらジャンクションのような場所です。それはもう皆さんご存じのことだと思っておりますけれども。今回の河川改修は全部終わったとしても、どうも 100% 解決には至らないというふうに思っています。私はもう本当に災害は生き物だと思っておりますから、幾ら対策をしてもどこからともなく水があらわれて荒らしていく。それは雪もそうです、幾ら防護壁をつくろうと防止柵をつくろうと、毎年雪崩は道路を塞いでくるわけです。もうイタチごっこというのはまさにこのことなわけですけれども、根本を解決すると考えなければ、もしかしたらこの問題は解決しないとなった場合に、先ほど申し上げましたジャンクションとなっているあの場所の水の入り方を変えて、一大工事になってしまいますけれども、別に水路をつくるというようなことは、考えることはできませんでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 十二沢川の氾濫への今後の対策について

確かに今の計画断面も、これは魚野川であり信濃川であってもみんな同じですけれども、

大河川については平成23年豪雨の部分も受けて100年に一度という想定もできる方向になっていますが、一般的に都市排水といいますか、これにつきましては大体10年確率というのが通例でありました。しかし、十二沢川は確か30年確率に変更させていただいて今やっているわけでありまして。現在の川幅が7メートルありますが、これを10メートル、そして深さ3メートルを4メートルに広げる。計画高水量が、毎秒30トン、1秒間に30トンの水を流下できるように計画されているわけでありまして。もちろん、これ以上の、先ほど触れました1時間に150ミリも200ミリも降れば、当然これではのみ込めなくなるわけでありまして、また水害が発生する可能性は高いということでありまして。

そこで、議員がおっしゃったバイパス的なものとか別の水路、水の流入箇所をもう1本運河みたいにして別に切れとこういってお話も、当然、今の改修があれだけ屋混みの密集地の中で非常に難しいということの中では、前にはそういう検討もありましたが、通るところがないのです。上でだけ分けても、下流が同じの一つになれば同じですから、全く別の水路を切って、魚野川まで出さなければならぬわけですね。これを通す場所がない。しからば、地下にもう1本、川の下にそっくり水路をつくったらどうだと、こういうことも申し上げてきました。それは採用にはなりませんでした。

まさに計画的にといいますか今の計算式に基づいてやっていく中では、これだけ広げれば大丈夫だからということで、地下に潜らせて逆サイフォンですけれども、逆サイフォン式にあの下に同じような断面のものをもう1本つくればいいのではないかと提案はいたしました。これは採用できないということで今のことに至っているところでありまして。ほかに表に出して水路を切るということにつきましては、全く排水する場所がないということで、これはどう考えても無理だということが現状であります。

○副 議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 十二沢川の氾濫への今後の対策について

表に水を出すというのはちょっと難しいというところはわかりましたけれども、地下がなぜだめだったというのは。経済的な理由なのか、それとも物理的な理由なのか。ちょっと私はそこが勉強不足でわからないのですけれども、それをもう一度教えていただけますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 十二沢川の氾濫への今後の対策について

計算上、物理上はできるのです。当然ですよ、ここでのみ込んで下に落として吐かせればそれでいいわけですから、これは私も計算してみましたけれどもできるのです。ただ、これはやはり財政といいますか制度上であります。そういう水路をつくるだけの予算をつける理論、根拠がないということです。要は広げればそれで、今の制度の中では広げてすればそれで済むと、しかも30年確率ではないかということなんです。それを恐れて、いや100年確率でとか、あるいは起こり得ないようなことまで想定をして、そういうことに税金を投入することはできないというのが、当然ですけれども、国、県の考え方でありました。

○副 議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 十二沢川の氾濫への今後の対策について

今の説明で、地下に水を潜らせることの難しさというのがよくわかりました。県の振興局ともいろいろ話をしてみましたけれども、70 ミリの雨が降るなんてそうそうないことです、ということは言われたのです。実際にそうそうあるものではないと言っても、あるわけです、実際に。大雨だと言われた平成23年から5年もたっていないうちにあんな大雨で、しかも短時間で、先ほども私は言いましたけれども降り方ががらりと変わっているわけです。

もちろんそれは太平洋高気圧とのバランスもあって、ことしの夏は8月になってから大分気温が低かったですし、湿度も高かったですし、いつ雨が降ってもおかしくないという状態でしたけれども、果たして本当に30年確率で起こり得ることなのかということも、もう一度考えてみないと、いつ何が起こるかかわからないと思っていないとなかなか対応できないのが、今の現実だと思います。

もちろん、財政的な部分の現実も見ていかなければならないことですが、住んでいる方にも水害というのは現実ですし、それが月に2回も起こるとなるとなかなか容易ではないというのは、私も鎌倉沢が氾濫して土をかぶってしまった経験からいってよくわかることです。今後、大型の土のうをうまく組み合わせたりして、何とか地域周辺に水があふれないように、行政、私たち、あとは住民の皆さん一体となって取り組んでいく必要があると思っております。最後にどうか何とか行政も頑張りますという答えをいただければうれしいのですけれども、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 十二沢川の氾濫への今後の対策について

簡単に言いますと、今やっている計画断面も、もう深さを下げるとするのは魚野川の排水があっただめですけれども、幅をではあと3倍も広げればこれはほとんどの雨に対応できるわけです。ところが、そういうことが今の設計担当をしている県、国の法律とは言いませんが、慣例上これはでき得ない。30年確率とか100年確率とか、間違いなく30年に1回しかないということではなくて、いつ来るか本当にわからないのです。100年確率が毎年続けて起きるかもわかりません。そういう過去の例も勘案した中で、確率的にはそういうことだろうという、ただそれだけあります。

これだけ大きな豪雨といいますか、すごい雨が局所的に降るわけですので、考え方ももう少し変えていかないと、防災という面については非常に不安が残るということでもあります。当然市も自分の立場として、できる限りの洪水防止あるいは災害防止このことについては努力をさせていただきますので、また永井議員からも、専門的な立場の中でご助言等をいただければ大変ありがたいと思うところであります。

○副 議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 十二沢川の氾濫への今後の対策について

今、市長から正しい確率論を語ってもらいましたので、自然災害というのは何年ごとに起きるといってわけではないという認識のもと、今後は少なからず発生する小さいものでも、き

ちんと行政として対応できるようにしていただけたらと思います。

最後に私は、自然というものは生命は持っていませんが、生きているというふうに思っています。私の住んでいる鎌倉沢も雨が降るたびに顔が変わります。流れる位置が変わります。土砂の堆積の形も変わってきます。それはどの川にもしても同じです。魚野川にしても信濃川にしても鎌倉沢にしても全て一緒だと思っています。そういう自然というものを、災害というのはほとんどが自然から来るものなので、自然は生きている。生きているものにどれだけ対応できていくか、それが勝負だと思っています。今後も市の災害対策に大きな期待をして質問を終わりたいと思います。

○副 議 長 質問順位 10 番、議席番号 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 南魚沼産コシヒカリについて

通告に従いまして、1 項目目、農業問題で南魚沼産コシヒカリについて質問をさせていただきます。今回、私を含め 14 番、17 番、22 番、26 番の各議員の皆様から、それぞれの視点で農業問題について取り上げていただきました。大変うれしいことと感じています。

さて、8 月の台風 11 号により、市内ではフェーン現象を伴う強風により、白穂の発生と水稲に大きな被害をもたらしました。出穂時期の一番大事な時期での今回の被害は、生産者にとって大きな痛手となりました。その後、平成 26 年産米の仮渡金の発表があり、J A 米コシヒカリについて 1 俵当たり過去最低の 1 万 4,200 円という価格が示されました。まさにダブルパンチをくらったと言ってもいいと思います。

政府は昨年 11 月にいわゆる減反廃止、転作支援の強化、重点的な支援対象者の明確化、日本型直接支払制度の創設など、主な内容とする農業政策の見直し、農業改革を示しました。中でも減反廃止は、農業者のみならず農政が大きな転換期を迎えたことを、多くのメディアが報じました。このことは確実に米価の下落を意味すると感じました。ある程度の下落は予想もしていたし覚悟もしていましたが、南魚沼産コシヒカリがここまで急降下したことは、米の生産費を 60 キロ当たり 1 万 6,000 円と見た場合、かなり生産コストを削減しても、もはや米をつくっても飯が食えない時代が来たと、農家の不安が広がっているのが実態だと思います。

米穀情勢では、平成 26 年産米の事業見通しは、過剰作付 14 万トンに加えて、平成 25 年産米在庫が 29 万トンと見込まれるなど、大幅な在庫が予想されています。消費の減少による需給緩和を背景とした販売価格の下落に伴い、店頭ではさらに一段の価格引き下げが進むと予想され、国の過剰米対策も期待できないのが現状です。今後、市として、南魚沼産コシヒカリの将来について、独自の政策を早期に示していく必要があるという観点で、3 点の質問をいたします。

1 点目、平成 14 年産米の仮渡金が示された、過去最低の 1 万 4,200 円である加速する米価下落についてどう考えるか。2 点目です。平成 27 年産の減反が達成できなかった場合、あるいは県からの減反配備に協力しなかった場合、どれぐらいの市としてマイナスになるのか試算はあるか伺います。3 点目、来年度に向け南魚沼産コシヒカリブランドをどう確立してい

くのか、需要拡大にどう取り組んでいくのか。以上、登壇よりの質問といたします。

○副 議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 清塚議員の質問にお答えを申し上げます。

1 南魚沼産コシヒカリについて

前段、議員がおっしゃったことはまさにそのとおりでありまして、本当に農家の皆さん方の心労、そして労苦には心を寄せていかなければならないと思っているところであります。

1問目の1万4,200円の米価下落についてどう考えるかということでありまして、全国的に米余りの状況というのは、これは議員もおっしゃったとおりでありますので、状況としてはそういうことであります。

そういう中での仮渡金が1万4,200円というところですよ。これは魚沼産米とひとくくりになって、在庫が確か4割ぐらいまだ平成25年産があったわけですね、この当時は。ここに大きな原因がある。ご承知のように南魚沼産米コシヒカリは、JA魚沼みなみでは集荷量で足りずに1,200俵だか1,500俵、JAしおざわさんのほうからも調達しながら何とか対応してきたというところでありまして。JAしおざわさんは、全農といいますか県中のほうに出している部分と相対販売が約5割、5割ということでありましたが、若干の数字としては在庫が出ているということでありましてけれども、トータル的に「南魚沼産」コシというふうに分けをすれば、そう残っているわけではないわけです。ところが、魚沼産というふうに分けとして取り扱われておりますので、先ほど触れましたように4割まだ契約ができていないという状況の中で、売れないから値が下がると。これは必然的なことだろうと思っております。

平成24年の生産コストですけれども、これは統計資料でありますので、全国平均で1万6,000円、北陸管内では1万5,700円ということだそうでありまして、現在、1万4,200円という状況は、当然ですけれども生産コストを大きく割り込むという状況だと思っております。

なお、仮渡金の追加払いは昨日申し上げましたとおり、しおざわさんもほぼそちらのほうに追随していくようだとは思いますが、まだ正式な発表はございませんけれども、みなみの管内では800円追加をするということでありまして。

それから、価格低下によります制度上のナラシ対策は、補填部分が出てくるわけでありまして。この額がどのくらいになるかというのは、最終価格が出ないと計算できませんので、これも毎年毎年価格が下がっていきまると、これは低価格が常態化しますから補填もできなくなる。補填も受けられないという部分がまた生じてくるわけでありまして、これは非常に危機感を抱かざるを得ない。

そして、最後のほうにつながりますが、2番目にいきますけれども、平成27年度の減反が、全然やらなかった場合ということでしょうが、これは市としての試算というのは詳細にはしておりません。ただ、いつも申し上げておりますように、約2割減反に応じてきたという、減反していたわけでありまして。それを全部作付しますと、相当量の米の収穫ができて、これ売れば——簡単に言うと価格が同じだとすれば2割の収入はアップだと。ところが、例え

ば今回のような状況が発生したときには、当然減反政策に参加をしないということになりますと、価格の補填とかそういうことは一切受けられなくなります。これは簡単に言うと2億9,000万円前後だとは出ておりますけれども、2割の増収でそれが補填できているのか、あるいはどうなのかという詳しい計算はしておりませんので、マイナスがどうだとかということとはよくわかりません。けれども、私は本来的にはこれから、ことしも取り組んでおりますけれども、つくられる田んぼには、圃場には、やはり全部米をつくって、そして売っていくべきだと思っております。

このことにやはり果敢に挑戦しなければ、南魚沼産コシとしての立ち位置がまた曖昧になってくるわけでありますので、この際、魚沼産とは決別をさせていただいて、南魚沼産コシということをつくって売っていくという方向に、春から、私としてはかじを切りたいと思つて、今それぞれJAの皆さんも含めて調整を進めているところであります。

ブランド確立、需要拡大であります。先ほど申し上げましたように、魚沼産コシという中でも南魚沼産については、市場の中で相当評価をいただいていると感じております。魚沼産自体が、これは他の産地米に比べてひとランク高い価格で取引されていることでありますし、最近ではもうメディア等でもはっきりと「南魚沼産」というふうに区別をして取り上げていただいているケースが非常に増えているところであります。ありがたいことでありますし、そういう方向に持っていきたいわけであります。

ブランドの確立ということにつきましては、これは何といても常に高いランクの品質を維持して市場に提供していくということだと思つて、その信頼をきちんと得なければならぬ。生産者の技術向上、これに期待するところでありますし、異常気象による不安定な気象の状況下でその対応にはなかなか苦慮いたしておりますけれども、めげずに頑張りたいし、我々も頑張らせていただきたいと思つております。

需要拡大につきまして、昨年から少しずつ申し上げておりますけれども、関西以西に新たに需要開拓の道があるのではないかと考えております。ただし、大阪付近も含めて西日本方面は、価格に非常に敏感なところがあるということも伺っておりますので、これらがどう結果として出てくるのかまだわからないところであります。

例年の米の需要量が減少しておりますけれども、そうなればなるほどやはり産地間競争も厳しくなるということで、価格競争にもなってくるわけであります。1割、2割下がってもその分を増収で補えばいいという単純な計算もあるわけですが、簡単にそうはいかないとは思っております。とにかく災害もありますし、価格の低下もあります。いろいろありますが、ある程度、楽天的なんていうと叱られますけれども、ポジティブに考えて、必ず将来は開けるという気持ちで販売促進、価格の高騰とまでは言いませんけれども、低価格に陥らないような販売方法も考えて、皆さんと協力しながら考えてまいりたいと思つております。また、ご指導のほうもよろしくお願いいたします。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 南魚沼産コシヒカリについて

それでは、1点目のほうから再質問させていただきます。平成14年産米の最低価格1万4,200円ですが、日本の平成12年産米の生産コストで1万6,000円です。平成14年度から10年間で、生産費は1,338円ほどしか削減できていません。農政改革では4割の削減としていますが、なかなか難しいと思います。市長は、南魚沼産コシヒカリの価格をこれ以上下げられないという価格は幾らと考えておられますか。

○副議長 市長。

○市長 1 南魚沼産コシヒカリについて

今、生産費が統計的には北陸方面1万5,600円とか1万6,000円とかと言っていますけれども、私はこれは特に我が地域に、それは我が地域も確かそっくり持ってきているわけですが、先般、農業を専門的にやっていらっしゃる方ともちょっと話をしましたが、やはり私たちの地域で生産コストのダウンができない大きな理由は、何といたっても農地の細分化といえますか、扱う面積が少ないということに尽きるわけであります。今の1万6,000円とか1万5,200円とかというのは、減価償却まで全部見てこの数値ですから。

そうしますと、機械を全然持っていない方というのは、確か減価償却分を除けば相当コストは安くなっているわけです。持っているとなかなかそこにいかないという部分もありますし、当然、労務賃金等もみんな加わっていくわけです。これが例えば50ヘクタール、100ヘクタールというときに、どこまで下げられるかというのは私はちょっとわかりません。ただ、昔、富山県に視察に行ったときに100ヘクタール——これは農地を借りて100ヘクタールにしているわけです——そういう農産会社がありました。そのうちの2割か3割は、これは減反政策が当然ある中ではありますけれども、豆をつくって、そして冬期間も全部社員を雇用してやっている。何農園と言ったか……。あったのです。

やはり、そういう部分がある程度勉強しながら進めていけば、もう少しのコストダウンはできるはずではあると思っておりますが、これは理論上であります。幾らまで下がってもいいのだと思っているなんてことは、ちょっと私の口からは言えませんけれども、極力安くないほうがいいということであります。

今、1万5,000円とか1万6,000円とか、例えば私どものところは今1万4,200円で仮渡しが決まったとしまして、消費者に渡る価格というのがその分下がっているかと言いますと、その割に確か下がっていかないのです。中間マージンを抜けばいいわけです。消費者の皆さんには安く、生産価格は高くできれば、これが一番いいわけですから。中間マージンを抜くということは、やはり直接販売、ここに尽きるわけでありまして、そういうお客さんをどのくらい確保できるかと、これをことしから始めているわけであります。

J Aさんからすぐ売れる部分と、生産者からすぐ売れる部分と、これはあります。それでもやはりJ Aを通すよりは、生産者から直接消費者に行くほうが安く渡っているわけです。この議会の中でちょっと実例を申し上げますけれども、阿部前議長さんに、私の所属しておりました全国簡易水道協議会の事務局長さんがこのお米を食べたいということで、あっせんをさせていただきました。安くて驚いています。そんなのでいいですかと。阿部さんはそ

れで十分と言っていますから、そういうところを目指せば、非常にまだ希望は持てるということでもあります。名前を出して失礼しましたが、そういう実例もあるということでもありますので、その辺を今年度あるいは来年度にかけて探りながら、販売先の需要拡大に、南魚沼産コシヒカリの需要拡大につなげてまいりたいというふうに思っているところであります。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 南魚沼産コシヒカリについて

具体的な数字を示されませんでしたでしたが、私はやはりこの価格は、もう下がり過ぎたと感じています。私も含め市も、一生懸命価格を上昇するぐらいの勢いで頑張っていきたいと思えます。

2 番目の減反の達成できなかった場合でございますが、先ほども答弁いただきまして、2 億 9,000 万円ほど補填が減るという話を伺いました。農家はことし戸別補償が 7,500 円半減されました。当然、米価の下落、そして毎年増加する三十数%という減反配分に生産者はもう多分我慢の限界があると思っています。ことしもそういう農家の声も聞きました。再度の質問になりますが、恐らく平成 27 年が地域間調整等も含めて減反達成が厳しいのかなと思えます。その点でもう一度、市長、答弁をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼産コシヒカリについて

先ほど申し上げましたように、これをことしといいますかこのベースで算定いたしますと、全部でやめた場合は、旧戸別所得補償ということの対象外になりますから、そうなりますと 2 億 9,000 万円のほかに支払われないと。直接支払です。こういう数値は把握をできているところであります。

そして、ことし確か余り、まだ皆さんが減反をしないという方向に大きく踏み込んではいないように感じております。もう少し様子見というところがあるかと思ひまして、今の状況ではほぼ 100%達成ができるかといいますか、その数字になるような状況だというふうに伺っております。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 南魚沼産コシヒカリについて

2 点目の減反の件で、関連での質問をちょっとさせていただきます。転作支援の強化が南魚沼市の実情に合致していないという中で、飼料用米や米粉米の取り組みに政府はかなり重点的に力を入れていたと思ひます。市長はこの南魚沼市は、酒米に組みたいという前の答弁をいただいていたのですが、実際に今年度はどの程度成果がありましたでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼産コシヒカリについて

数値的なことについては、この後、担当部長が申し上げますが、前段におっしゃっていた、簡単に言えば適地適作ということですね、これをやはり国として推奨していこうと。ですから、飼料用米であれ工業用米であれ、これらについては相当手厚い支援策を持ちなが

ら、そちらの方向に誘導していきたいと。ある県では、県としてそういう方向に踏み切らざるを得ないかということをおっしゃっている県もありますし、片や幾らそうは言っても、二毛作、三毛作ができる地域のある市長さんは、もう幾ら安くたっていいのだと。米を、早くとれますから早場米として出して、1俵1,000円でも2,000円でもいいからとにかくつくと、そして出す。これは簡単に言うと副業みたいなものです。そして次の二毛作目に切りかえていく。こういうことをもくろんでいるなんて言うと言葉が悪いですけども、狙っているやはり自治体もあるわけです。

全国一律的にここはもう飼料用米、こっちは本当に主食用米なんてことに分けられません、この政策をある程度やっていくうちに、おのずと私は色分けが出てくるものだろう。それはもう価格競争的に本当に米で食っていこうという農家については、必ずこれは振り分けがといますか、実質的にそういう方向に向かざるを得ない地域というのは出てくると思っておりますが、1年、2年で簡単にこれが出るとは思いませんので、その辺をどう我々が耐え得るかですね。その中でもどう勝ち抜けるかということを探さなければならぬことだと思っております。数字的にはこれから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 南魚沼産コシヒカリについて

具体的な酒米増産の数字というものは、把握しておりませんが、特に酒米のほうに増産というか踏み切ったという情報もございません。今時点、今年度に限っては例年どおり推移しているのではないかという情勢でございます。以上です。

○副 議 長 4番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 南魚沼産コシヒカリについて

それでは、減反のほうについてはそのように理解いたしました。1、2、3全部関連でございますので、3番のほうでまたちょっと質問をしたいと思っております。ことしの6月14日に、魚沼米品質向上生産者決起大会が魚沼市の小出郷文化会館で開催されました。その中の基調講演で株式会社ヤマタネ食品本部長の高田雅夫様が「コメ流通の現状と魚沼米に対する評価」と題して講演した中で、魚沼産コシヒカリはブランド米だと言うが、今は人気がないと厳しい評価がありました。このままでは売れない米になっていくと警鐘を鳴らしました。これらの魚沼米に求められることについて、市長の考えを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 南魚沼産コシヒカリについて

やはり、大手のそういう商社的な方とか、流通関係の皆さん方からたびたびそういう言葉を私もお聞きすることがあります。魚沼米、魚沼米というひとくくりでありまして、先ほど触れましたように、今ある通常の流通ルートを通して売っている米については4割残っているわけです。ですから、おっしゃるような人気が大してないと、しかも高いと、こういうことをおっしゃるのも無理からぬことだろうと思っております。

我々は南魚沼産コシということについて、やはり品質をきちんと保持しなければなりません

んし、安全な米だと、おいしい米だと、これをきちんと確保していかなければならないわけです。第一はそこに尽きるわけでありましてけれども、さっきからたびたび申し上げておりますように、流通経路を省くことによって価格が上がっても——今の価格ですよ——消費者には安く売れる、これをやはりちょっと考えていきませんか、今の流通経路を全部通しながらやっていけば、これはなかなか価格だけでほかの米との太刀打ちはできない。

しかし、日本にも富裕層というのはおりますから、昔は天空米は1俵12万円で売れたそうでありまして。今でも10万円前後でちゃんと売り切っているわけでありまして、そういうことを考えれば、富裕層向けあるいは高級……簡単に言えば富裕層向けですね。そういう部分も含めて開拓をすることと、いかに流通経路を省いて消費者の方に割安感で買っていただけるかということも、やはり一緒に考えていかなければならない、こういうことだと思っております。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 南魚沼産コシヒカリについて

最後になりますが、生産者としてやはり安くおいしい米をつくる努力に取り組んでいて、行政やJAも含めて、南魚沼産コシをできるだけ高く売っていくように努力をお願いしたいと思います。最後にちょっと一言ですが、外食・昼食産業のお米ですよ、東日本大震災の後、やはり米価が少し上がりました。そのときに業者の方は、価格を抑えるために米の量を減らしたという話を伺っています。おにぎりも径が10%ぐらい小さくなった。やはりそういう団体がちょっと意識を変えるだけで、40万トンに近い需要が望めるということも、また市長につけ加えまして1項目目の質問を終わらせていただきます。

2 認知症対策について

それでは、大項目2点目、認知症対策について質問いたします。認知症は成人になってから起こる脳の病気です。脳の細胞が壊れたり働きが悪くなることで、日常生活に支障が出る状態を言います。65歳以上の高齢者のうち認知症の人は推計15%で、2012年時点で約462万人に上ることが報告されています。認知症になる可能性がある軽度認知症障がいの高齢者も400万人いる推計です。65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍となる計算になり、人ごとではありません。この先この議場の中の4人に1人がなると聞いていただきたいと思っています。

認知症は早期発見、早期診断、早期対応が重要です。認知症の中にはほかの病気が原因で症状があらわれるという場合もあり、その病気を治すことで認知症の症状が改善されたり、治すことができます。また、アルツハイマー型や脳血管性などの認知症は治すことはできませんが、早期から治療を受ければ、服薬などで認知症の悪化を防いだり進行を遅らせることが可能です。

南魚沼市では現在、ゆきぐに大和病院の認知症の権威、宮永院長が認知症治療に意欲的に取り組んでいただいています。自治体としては認知症支援サイトの立ち上げや、認知症予防教室なども開催されているようです。認知症施策の先進地となるべきと考えています。認知

症に関する正しい知識と理解の普及、見守り、相談支援など地域による支援体制は、南魚沼市では十分対応ができていくかという観点で質問いたします。

1点目ですが、市内の認知症患者の現状と認知症施策について伺います。

○副 議 長 清塚議員の質問は一問一答方式ですので、複合型一問一答方式の場合は、2番を(1)、(2)、(3)とやってからになります……。〔その都度私は登壇していいのですか〕の声あり〕はい、市長。

○市 長 失礼いたしました。清塚議員の質問にお答え申し上げます。

2 認知症対策について

まさに4人に1人、しかし綾小路きみまろ氏によれば、絶対認知症にならない方法があると。4人に1人でありますから、3人で行動するということだそうであります。それは冗談でありますけれども、26人いれば、四六、二十四で6人になるという計算でありますので、気をつけないとならないと思っております。

認知症患者の現状と対策でありますけれども、実態につきましては、介護認定申請の際に判断する以外に市として把握する方法がありませんで、単に認知症の症状を有する方あるいは医療機関受診者などについては把握し切れていないというのが現状であります。市の認知症患者の判定につきましては、介護認定の際に認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準に基づきまして、判断基準ランクⅡ——日常生活に支障をきたすような症状あるいは行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる——これ以上の方を対象に行っているところであります。中には介護認定を受けない認知症の方もいらっしゃいますので、かなりの数に上るのではないかと思っておりますが、先ほど触れましたようにまだ把握できていないということでもあります。認知症の症状を有する方につきましては、民生委員の方々から見守りをさせていただいているところであります。

これで介護認定者の状況であります。大和地域で——これは全地域で同じ64歳まで、それから65から74、75以上とこういうふうに区切ってございまして、全部で2,638人ということが、数字としては報告をされているところであります。大和とか六日町とか塩沢とか申し上げたほうがよければあれですが……。〔いいです〕と叫ぶ者あり〕そうですか。そういうことでありまして、一応これが介護認定の中で把握できている数字でありますので、実際介護状態ではないけれども、認知症の症状があるという方はこれ以上いらっしゃるということでもあります。

施策であります。この体制につきましては認知症・うつ・自殺対策会議、認知症ケアパスの作成会、あるいは認知症疾患医療センターと地域支援推進員との会議これらを開催して対応を検討しているところであります。認知症キャラバン・メイト——認知症サポーターを要請する講座の講師を務めていただく人でありまして、この育成、あるいは認知症のサポーターの養成を行いまして、地域での見守りあるいは対応方法の充実を図るということで事業を進めております。

さらに本人、家族への支援といたしましては、若年性認知症ガイドブック概要版の更新、

介護講座の開催、家族会への参加、介護者交流会自主グループへの支援、認知症カフェの実施を行っているところであります。今のところ現状と対応等については、以上の状況であります。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 認知症対策について

私のほうで4人に1人と言っているに、大体数字というのは私も理解していました。認知症のチェックシートというのがありますよね。最初のほうに触れたのですが、早期発見、早期診断というのがやはり重要になってくると思います。できれば市報と一緒に別紙か何かで、家族で簡単にお茶を飲みながらとか夕飯を食べた後とか、うちはちょっとじいちゃんがおかしいねとか、そういうものの取り組みは考えていませんか。

○副 議 長 市長。

○市 長 今、私がそこまで把握しておりませんので、担当部長に答弁をさせます。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 認知症対策について

認知症のチェックに関しましては、今、議員がご指摘のような方法はとっておりません。確かに身近な家族の中で、会話をしながら、食事をしながらチェックすることも1つの方法だと思いますので、今後は取り入れていきたいと思っています。以上です。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 認知症対策について

1番はわかりました。それでは2点目のほうへ移らせていただきます。認知症が進行すると、トイレや食事など生活全般に対しての注意が必要になってきます。徘徊や昼夜逆転、妄想などの症状が出やすくなるなど、家族に大きな負担がかかることもあります。自宅で介護を担い切れない局面にぶつかった際に、老人ホーム等を活用することも有効な手段になります。専門的なケアを行い、認知症の方にもその人らしさを尊重して生活をサポートしてくれるために、介護保険施設での認知症の患者の対応力は、どのようになっているか伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 認知症対策について

介護保険施設での認知症患者の対応力ということではありますが、これは専門職の資質向上のために、認知症ケア地域推進員によります介護サービス事業所で、職員等を対象とした基礎研修会——これはセンター方式の活用であります。それから、認知症ケアの実践者意見交換会、グループホーム及び小規模多機能施設職員を対象とした事例検討会これらを開催することで、市内の介護施設での認知症患者の対応力は年々向上してきているというふうに、現状を理解しているところであります。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 認知症対策について

認知症サポーターについては、どのように今、市では取り組んでおられますか。

○副 議 長 市長

○市 長 担当部長に答弁させます。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 認知症対策について

認知症サポーターの養成につきましては、毎年事業所それか市の担当、市の職員、そういった方を対象に開催しております、年々増加をしております。以上です。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 認知症対策について

理解いたしました。私も講座があれば、ぜひ養成講座を受けたいと思っています。

それでは3点目のほうへ移らせていただきます。平成25年度の警察庁の調査によると、行方不明者の届け出があった人は8万3,948人、そのうち認知症が原因と考えられる人は1万322人でした。年間1万人を超える認知症を持つ人が行方不明となっており、日本で1年間に行方不明となる8人に1人が認知症を持つ人であるという現実が浮き彫りとなっております。

9月28日、特養老人ホームまいこ園では、塩沢地域の認知症不明者搜索模擬訓練などが行われるようでございますが、徘徊者等の対策について伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 認知症対策について

市では、認知症あんしん地域（徘徊SOS）ネットワークの構築を目指しまして、認知症あんしん何々——例えば蕨神とかそういう地域名を入れて、ネットワーク会議を年1回開催をしているところであります。認知症行方不明者搜索訓練の実施と手順の検討、さらに警察署等との連携のための訓練を、年1回開催しているところであります、ことしは9月28日午前に塩沢地域の中之島地区まいこ園を主会場に実施をさせていただきたいと思っております。地域住民の皆さんからもご協力、ご参加をいただいて、行政と地域住民と介護サービス事業所が一体となって見守り支援体制づくりを進めていこうと思っておりますし、また、今、進めてきているところであります。こういうことを積み重ねてきた結果ですけれども、手順の検討、訓練の実施によりまして、今、一定の成果を得ていると感じているところであります。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 認知症対策について

先ほど触れました9月28日の塩沢地域の認知症不明搜索模擬訓練について、ちょっと具体的にどのような感じで進められるのか教えていただければ。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 認知症対策について

これは標準的な手続でありますけれども、まず不明の気づき、家族への連絡、対応説明、包括支援センターへの連絡、家族対応、介護保険課への事業者からの搜索依頼、他の関連団

体への検索依頼、そして警察へのFAX送信依頼、場合によってはFMゆきぐにの放送も活用しようということです。それから検索、発見、検索依頼先へ結果報告、そして検証と、こういう手順をきちんと検証しながらやっていくということでもあります。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 認知症対策について

最後にしましょう。行方不明者を迅速に探す協力体制ですよね。あちこち高齢者の見守りSOSネットワークとか取り組んだりしているところがあります。警察以外に自治体が、消防とかは当然ですが、郵便局とか介護施設、医療機関とか民生委員だとか、さまざまなそういうネットワークというのは、南魚沼市はどのようになっているのか。その点を伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 認知症対策について

先ほど申しあげましたように、検索依頼が事業者から出た時点で、他の関連団体への検索依頼と、この中に依頼できるところについては全て依頼するということでもあります。そういうことの結果も出ておるとおもいますが、平成23年から平成25年の検索実績を申し上げますと、平成23年前期で13件、後期で13件検索願が生まれ、26件であります。これは全て無事発見。平成24年度もトータルで22件ありましたが、全て無事発見。平成25年度も20件ありましたが、全て無事発見ということで、非常に訓練的なことも含めて効果があらわれていると実感をしているところであります。

どこどこに検索の協力依頼するのだということについて、決めてあるわけではないと思うのですが、それは担当部長が答弁いたしますのでよろしく願いいたします。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 認知症対策について

関係団体というのは、基本的にはこういった福祉関係の施設であります。それで、具体的に行方不明ということになれば、また警察からいろいろな消防ですとか、行政とかそういったところへの配信によって組織的に検索になると思います。徘徊者の行方不明の検索につきましては、最低限こういったところで警察のFAX送信をネットワークで組みまして、そこにFAX送信をして、その関係機関としてそれらの施設の方が検索に加わるということになっております。以上です。

○副 議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 認知症対策について

ほかの市町村では、一般登録者にメール配信等をしてかなり成果を得ているという話も聞いております。南魚沼市の認知症支援の合い言葉が「いきいき生きがい、あたたかい支えあい、認知症になっても地域で笑顔」という言葉があります。私も4人に1人の中に入らないように、日々健康や食生活に留意しながら、また議員として頑張っていきたいと思っております。終わります。

○副 議 長 休憩といたします。休憩後の再開は15時30分といたします。

[午後 3 時 10 分]

○副 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

[午後 3 時 30 分]

○副 議 長 ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長。

○市 長 ここで、永井議員の質問に対する答弁の訂正をさせていただきたいと思っております。先ほど市の消防団が平成 23 年豪雨災害の活動実績が認められて、「消防庁長官表彰」と私が申し上げたわけでしたが、これは「内閣総理大臣表彰」でありました。いわゆる総務省所管の消防庁枠から推薦をされて、内閣総理大臣賞を受賞するというのは非常に異例なことだということで、そのことが頭にありまして内閣総理大臣を事もあろうか忘れてしまったということでありまして、大変失礼いたしました。内閣総理大臣表彰でありますので、ご訂正をお願い申し上げます。

○副 議 長 塩川裕紀君から議場での資料配付願がありましたのでこれを許可し、お手元に配付しましたので報告いたします。

質問順位 11 番、議席番号 2 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発言を許されましたので通告に従いまして一般質問をさせていただきます。傍聴者の方々ありがとうございます。

三中学統合に向けた生徒のメンタルケアについて

平成 30 年 4 月から五十沢、城内、大巻中学校が完全統合を迎えます。学校の建物や設備などのハードの面はよく見聞きをしますが、子どもたちのメンタルケアについては、余りまだ方向が決まっていないと思いますので、一般質問させていただきます。

以前より、地域説明会を開いたりして保護者、地域住民の方々にご理解をいただけてきました。しかし、やはり当事者の生徒、児童、保護者の中には不安を抱く方がいらっしゃることも事実です。特に心の問題であります。思春期はちょうど大人と子どもの端境期に当たり、昔から反抗期とも言われ、情緒が揺れ動く時期とされてきました。実際、思春期問題として、以前から非行、不登校、いじめ、家庭内暴力などの問題が噴出していた時期であり、最近ではひきこもり、切れやすい若者、リストカットなどいろいろな問題が取り沙汰されております。精神医学的にも統合失調症が最も多く発病する時期で、ひとつの心の危機と捉えられているそうです。

そのような多感な年ごろに、がらりと生活環境が変わるのです。大人であっても職場の異動、転勤ともなれば少なからず不安を抱くところですが、思春期の生徒ともなれば、なおさらのことです。そこで、市としては、こうした生徒たちの心のケアにどう取り組んでいくのか。事前に 3 校の交流会等を考えているのか。また、統合予定年度に中学 3 年生になる子どもたちの統合の不安、受験期の不安という二重のプレッシャーをどう緩和していくのか。まずは家庭からということもありますが、市としての対応をお伺いいたします。以上で壇上からの質問を終わります。

○副 議 長 塩川裕紀君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 三中学統合に向けた生徒のメンタルケアについて

塩川議員の質問につきましては、教育関係の問題でございますので、教育長に答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 三中学統合に向けた生徒のメンタルケアについて

それでは塩川議員の質問にお答えします。まず、平成30年開校のときに入学してくる子どもたちに対する対応、次に城内中の生徒たちが、工事中に既存の校舎が残っていますものでその対応、そして今回開校年度がかわったことに対する地域への説明の対応の順番でご説明したいと思います。

平成30年4月に統合中学校が開校するとき、中学3年生として入学するのは、現在の小学校5年生でございます。中学2年生は現在の小学4年生、同じく1年生は小学3年生となっています。統合中学校で最初に3年間を過ごすことになる現在の小学校3年生にアンケートで緊急意識調査を行いました。関連小学校4校の3年生は、合計で105人でございます。

新しい中学校に入学するとき、いろいろな小学校の人たちと一緒にすることに対して、「どちらかといえば楽しみ」と答えた児童が89人で、約85%の子どもたちが統合中学校に入学することを楽しみにしていることがわかりました。主な理由としては、新しい友達がたくさんできる、知っている子や親戚の子がいるので一緒に勉強できるのが楽しみ、新しい校舎でたくさんの人たちと勉強や部活動ができるなどがあげられていました。

その反面、若干の不安を感じている児童もいました。10人の児童が「どちらかといえば心配である」と答えております。これは約10%に当たります。主な理由としては、新しい友達ができるかどうか不安であるというのがほとんどでした。「どちらでもない」と答えた児童が6人で、これは約5%に当たります。まだ実感がないうえに考えたことがない、よくわからないといった理由でした。

このようにほとんどの子どもたちは、統合中学校に入学することを楽しみにしています。しかし、知らない子どもたちと一緒に仲良くやっていけるかどうかという心配は、少なからず大勢の子どもたちがこれから感じるようになると思っております。

これらの不安を解消していくためには、この子どもたちが先ほど塩川議員から言われたように、中学校に入学する前に、ある程度顔なじみになっているようにすることが重要だと思っております。例えば児童会の交流、特別活動などの場面で自分たちが新しい歴史をつくっていく、統合中学校をどのような学校にしていきたいのかというような意見交換会、互いに手紙を書いたり、学校のコンピューターを使ってメール交換をしたりする活動など、さまざまなことを考えております。また、他市での実績、合同の授業、合同での修学旅行、夏季休業中の合同キャンプ等を十分に参考にして考えてまいりたいと思っております。

現在、38人からなる3中学統合協議会を設置しています。この中には中学3校、小学校4校の校長、教頭ほか教員も入っております。その中に統合教職員連絡会というのを組織しております。教育目標、教育課程、部活動の種類などの詳細を検討してまいります。あわせて、

統合に向けて小学校の段階から各学校の児童の交流活動を含めた各学校の連携について決めるのも、この統合教職員連絡会で行っていきたいと思っております。前例として、五十沢小学校の統合のときもこのような組織をつくりスムーズに進んだというふうに思っております。具体的には、この委員会は今年度中に第1回の会合を持ち、平成27年度以降の詳細の計画を立てていくことというふうになっております。

もう一方でもう1つの重要なことは、工事中に既存の校舎で学ぶ城内中学校の生徒への対応です。工事内容及び工程の説明、安全管理、防音対策等、生徒、保護者、教員の皆さんに丁寧に説明してまいります。統合は大変な大事業であり、この大きな歴史の中に自分たちがいたのだという喜びを、生徒たちと共有したいと思っております。これをプラスとし、マイナスの子どもたちの心のケアもプラス方向で対応していきたいと思っております。

そして最後に、生徒、保護者、教員はもとより、地域住民の皆さんにも丁寧に説明することが大切であると考えておりまして、9月15日に統合協議会ニュース3号、今まで1号、2号とも関係の家庭には全戸配布しておりますが、今回3号を出す予定をしております。市報に折り込みで全家庭に配付し、開校年度の1年の遅れについての説明とおわび、及びそれをさらに文書だけではなく説明会を開催させていただきますというお知らせをします。具体的に説明会は9月24、25、26、29日の4日間を4つの会場、城内小学校、五日町小学校、五十沢小学校、大巻小学校で開催することとなっております。とにかく丁寧に、丁寧に進めてまいりますと思っております。以上で、答弁は終わります。

○副 議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 三中学統合に向けた生徒のメンタルケアについて

連絡協議会等をつくって、しっかりバックアップをしていくという姿勢は非常にありがたく思っております。南魚沼市の子どもたちはさすがハートが強くて全然心配はいらなかったよ、何ていうことで終わってしまえばいいのですが、今小学3年生にアンケートをとっていただいたということですが、まだちょっと小学生の真ん中あたりで、実際統合したときにどんな気持ちに入るのかというのは、ちょっとわからないと思います。例えばですけれども自分の立場で、自分のところは大巻中学校に、五日町小学校と大巻小学校が一緒になって一つの中学校に上がるという地域で、少ない人数でも少なからず本当にちょっと人間関係で問題があったりしたのを記憶しております。

きのう付のをちょっと皆さんに資料で配付させていただいたのですけれども、日本教育新聞というのでちょうどタイムリーに興味深い記事があったので配っていただきました。名古屋市内の中学校で平成25年に、市内の中学2年生がいじめなどの理由により自殺する事件が発生した。残念なことですけれども、そのときに日常の教員の負担が大きく、対応が十分ではなかったということ。これは結構こういう事件が起きるたびに言われていることで、非常に心が痛いのですけれども。

そこで、名古屋市内の一部の中学校に4月から新しい部屋が設けられたということです。そこが「子ども応援委員会」という名前らしいのですけれども、潜在化した児童・生徒の心

や人間関係などの問題に対して、より専門的な対応が求められているということで、常勤のスクールカウンセラー——心のケアをする方、スクールソーシャルワーカー——福祉面のサポート、スクールアドバイザー——学習支援や家庭や地域との連絡調整、あと非常勤のスクールポリスといわれる元警察官の4人で構成されているそうです。そこで生徒の心の問題や保護者、教職員の悩みまで聞くような部署になっているということです。もし、できましたら、予算の問題とかもあります、統合してから最低3年、5年ぐらい、恒久的でなくてもいいのですけれども、こういった部署がもし設けられるのであれば、非常に心強いのではないかと思いますのですけれども、その辺のお考えをお聞きます。

○副 議 長 塩川裕紀君の再質問に対する教育長の答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 三中学統合に向けた生徒のメンタルケアについて

塩川議員のご指摘については、もっともだというふうに思っております。それで現在、南魚沼市では、この体制と比較して若干足りない部分はあるのですけれども、どこの学校にも心の相談員という、市費で相談員を配置しておりますし、県費でスクールカウンセラーというの配置しております。ここでうちが不足しているのは、ソーシャルワーカーとスクールポリスの部分は見習うべき点があるというふうに思っていますが、うちには子ども・若者育成支援センターという子ども担当の部分がありますから、これを今まで以上に充実させながら、この記事の参考にさせてもらいながら心配のないような取り組みをしていきたいと思っております。以上です。

○副 議 長 2番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 三中学統合に向けた生徒のメンタルケアについて

それでは、再々質問になりますので最後になりますが、この記事の最後のほうに、「教員はもっと時間をかけて子どもたちとかかわりを持ちたいと感じているが、実態はどんどん難しくなっている。専門職員が加わることで、課題を抱える子どもたちに今まで以上のケアが期待でき、学校現場にとっても大きな助けになると思う」ということで締められています。その前に非常に魅力的な言葉がありまして、「市長の後押しで予算化した」というのが非常にすてきな言葉だと思いますので、これからまたいろいろな面で不足することが出てくると思いますが、その辺、市長からもバックアップをしていただき、子どもたちの未来のためによい施策をしていただきたいと思います。終わります。

（「答弁はしないでもいいですか」と叫ぶ者あり）お願いします。

○副 議 長 塩川裕紀君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 三中学統合に向けた生徒のメンタルケアについて

私が常々申し上げておりますことは、いわゆる教育問題に対して私のほうから口を挟むことはでき得ないし、やらない。しかし、ハードも含めた環境整備については、きちんと南魚沼市の子どもたちが教育を本当に楽しく受けられるような、そして成果が上がるようにやっていきますということは申し上げております。

折しも来年から教育委員会制度が大きく変わります、市長の召集のもとに教育委員会の

皆さんも含めた何とか会議というのがありまして、総合的な教育行政についても市長が口を挟める状況が出てくるわけでありまして。そういうことも活用しながら、今、議員がおっしゃっていただいたことが市に必要とあれば、それは予算を惜しむものではありませんけれども、こういうことを参考にしながら、十分教育委員会のほうと検討を進めてまいりたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 質問順位 12 番、議席番号 19 番・今井久美君。

○今井久美君 それでは通告に従いまして一般質問を行います。一般質問を聞いていて、なかなか答弁する側もいろいろ方式があつて大変ですが、私は一問一答で行いますのでよろしくお願いいたします。

1 経済対策、公共投資、公共事業について

今回は大項目を3つあげてあります。最初に経済対策、公共投資、公共事業についてであります。第2次安倍改造内閣がスタートいたしました。経済最優先で地方の隅々までアベノミクスの効果を行き渡らせるとしております。支持率も回復傾向にあり、国民の期待が大きいことをあらわしております。そして、消費税8%のときも5兆5,000億円の経済対策を打ったように、年末にかけて増税をにらみ、補正予算を検討していくとの報道もあります。国債発行なしで四、五兆円の財源が確保できるとの見通しもあり、いよいよ現実味を帯びてまいります。

この経済対策、今まで地方においては雇用を生み出し、経済の循環を生み出す即効性の高い政策が期待され、公共事業も当然その中に入ったと思います。しかし、今回この人手不足の中で、公共事業の追加で効果はあるのかという見方も出てきております。かつては競って受注を目指した公共事業が、不調で落札者なし、応札者なしなど異変が起きています。あの政権交代で公共事業は徹底的にたたかれ、悪人呼ばわりされ、業者は規模縮小、廃業の決断を迫られ、職人も散り散りバラバラになってしまった、そういうことも大きな要因と思われるます。

建設業は職人の集合体で完成を目指します。特に建築工事は、多くの職人を必要とします。現場で自分で墨を出し施工できる職人に育てるには、何年もかかります。その仕組みが壊れてしまったのであります。震災の復興、たび重なる災害対応、オリンピック需要。不調、応札者なしとは、会社の存続に公共事業は魅力あるものとはなっていないことをあらわしています。これでは経済対策の意味がありません。この状況下にあつて国、県からの指導はないのか。また、市独自の対策はないのか伺います。

○副 議 長 今井久美君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 今井議員の質問にお答え申し上げます。

1 経済対策、公共投資、公共事業について

今、議員がおっしゃっていただきましたように、政権交代以前から諸悪の根源的なことを建設業界は喧伝をされてきたわけでありまして、政権交代時に「コンクリートから人へ」と

いう非常に耳ざわりのよいキャッチフレーズのもとに大変な状況に陥った。そして今、何とかそれが回復できるかという状況であります、議員がおっしゃったようにやはり長年培ってきた技術、これらの継承についてここへすっぽりと大きな穴が開いたということでありませぬ。

私どもの市では、震災復興こういうことで一時やはり人手不足、材料不足、重機不足これらの影響がありました。そのほかに大震災と同じ年の7月に新潟・福島豪雨の災害復旧、これを優先したことがありまして、非常に業界の皆さん方も手一杯の状態でありまして、そこを何とかお願いしながら災害復旧最優先ということで何とかこれを実行していただいたわけでありませぬ。このことについても改めて業界の皆さん方には御礼申し上げるところであります。

最近はこれらの状況も落ち着いてきております。南魚沼市で大体年間 250 件程度の工事請負の入札が執行されておりますけれども、今ほとんど通常に落札をされているという状況であります。まれに入札不調となる場合もありますけれども、大体の場合はそういうときでも最低入札価格と予定価格との差が 10%以内でありまして、地方自治法施行令の規定によりまして、最低入札価格者との予定価格以内の見積随契、いわゆる不調随契であります。これらによって契約締結に至っているところでありませぬ。

ただ、平成 26 年度の入札で不調によりまして落差業者なし、その後の見積もりでも応札者なしという案件が 1 件ございました。これは実際の工事現場と設計内容に大きな乖離、齟齬があったためでありまして、現在設計に見直しをかけて再発注の準備をしているところでありませぬ。

予定価格の設定につきましては、国の指導もございまして適正な価格そして積算に基づく設計額を端数調整することなく反映しているということでありませぬし、設計額自体についても最新の労務単価の適用、そして消費税増税分の適正な転嫁これらによりまして、実情に適合した措置を講じているところでありませぬ。こうした対応措置によりまして、先ほど申し上げました現在当市においては、入札不調等による公共工事の進捗が懸念されるという状況ではありませんが、万一またこの後、労務費あるいは資材費が高騰した場合、国県の指導のもとでインフレスライド条項や特例措置を講ずることによりまして、適正な設計額の算定によって工事の品質確保に必要な費用をやはり適切に見込んで価格に反映させて、そして契約締結に努めてまいりたいと思っております。今のところ落ち着いたということだけのご報告申し上げたいと思っております。

○副 議 長 19 番・今井久美君。

○今井久美君 1 経済対策、公共投資、公共事業について

市の工事ではちょっと落ち着いている感じを市長から聞かせてもらいましたが、国、県の中には相変わらず不調と応札者なしという工事もあるようでございませぬ。議会初日の変更契約の議論を聞いていまして、当時の業界にいた私は、ある意味その時期のことを思い出して非常に懐かしく思っております。現場判断で当事者からもう変更はオッケーだということ

で工事が進んでいって、それが最後に変更ができなかったと、してもらえなかったということで、当然会社は大幅な赤字をこうむったわけでありますけれども、その中で議会は当然厳しいチェックを入れなければならないと思います。

でも、業者には業者の努力というのがあって、その中の赤字はどうしても、建築工事で赤字が出たら土木工事のトータルの中で、会社でそれを割って決算をするというようなことで、土木と建築と両方持っている会社がどうしても維持をランク以上続けますから、そういうことで総合的にランクを維持した会社が受注を目指すというスタイルでした。それが今はなかなか厳しい状況にあるということ、皆さんにわかってもらいたいと思っております。

それで、こういうことになる前から、ひとつ価格ばかりではなくて総合的に判断されてやる入札もあっていいのではないかと私は思っています。今、国交省のほうや県で行われています総合評価のやり方ですけれども、決して価格だけでは決まりません。価格が高くても落札者になりますから、総合的に施工方向——例えば行政区のほうから道路改良の要望が上がったと、その中で予算化をした中で、業者間で施工方法を含めて地域の密着性、そういうものも含んでやる方法を検討したらいいのではないかというふうに思っています。

最近では災害工事もそうですけれども、さあ、発注してからまた地域の中で話をまとめるのもなかなか苦慮したり、施工方法に異論が出たり、そういうことがあると思います。そういうことも全て業者が含んで決定をしてそれに努力するということが、お金でそういう中で入っていると。ですから、価格だけでないそういうことを含んだ評価が必要なこともあるのではないかと思っています。そういう多様な入札制度を、これから市は検討をすることも必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 経済対策、公共投資、公共事業について

今、議員のおっしゃった簡単に言いますと総合評価的な制度ということで、当然国は今取り入れてやっております。我が市がどの程度そういう趣旨を取り入れながら入札を呼びかけているかということにつきましては、指名審査会の長であります副市長に答弁させます。どの程度今どうなっているかということ、ここを副市長に答弁させます。

○副 議 長 副市長。

○副 市 長 1 経済対策、公共投資、公共事業について

おっしゃる総合評価方式も一部取り入れておりますし、北陸地方それから県の発注者協議会というのがありまして、例えば入札の方法、それから低価格といいますかランクの関係等々いろいろと協議をしております。今は総合評価方式も少しは取り入れておりますが、まだ全部移行ということにはなりませんし、果たして全部がいいのかどうかという問題もありますので、その辺はまた県全体の発注者協議会の中でご相談をしていきたいと思っております。以上でございます。

○副 議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 1 経済対策、公共投資、公共事業について

公共工事、今までは数少ない発注の中で、それでも通年続いてきた下水工事これらがある意味支えでありましたが、ようやく平成 27 年ごろに管渠工のめどが立つと聞いています。業者としてはより一層厳しい状況になって、みんなで勝ち残って生きていくというのが難しい時代になってきますので、より付加価値の高い入札方法を実施検討していただきますようお願いして、2 番目に移ります。

2 人口減少社会について

人口減少社会についてであります。人口問題プロジェクトチームについては、15 番議員の答弁でおおよそ動向を聞かせてもらいました。若者の定住問題、それから研修制度これらの問題が続いて検討されているということで、実施にも移されているようですので注視していきたいと思っています。こういうプロジェクトチームの出てきた政策が、市長のほうにどのように届いて決定されているのか。その行く末を教えてくださいたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 人口減少社会について

人口減少問題プロジェクトチームの一連の動向でありますけれども、平成 26 年度のプロジェクトチームは、昨年のメンバーから若干の入れかえを行いまして、20 代前半から 40 代前半までの平均年齢で 30.7 歳、17 人の職員によるプロジェクトチームでスタートしたところであります。7 月と 8 月に全体会議を行いまして、個人が提案した施策案の内容をもとに 4 つの班に分かれて検討を開始しております。8 月から現在まで各班 2 から 4 回程度の検討会を開きまして、班としての提案を、まとめていく作業を今進めているところであります。

個人提案の傾向といたしますと、U I J ターン、それから定住促進、子育て支援、住宅支援、空き家対策、シティ・プロモーションこれらの内容のものが多かったわけではありますが、班での検討の中でこれは変化していくことも考えられるわけであります。

昨年の振りかえ作業を踏まえながら、情報収集あるいは調査分析、担当課等の事前調整これらも行った上で、検討の回数を極力増やすことに配慮して取り組んでいるところであります。11 月ごろに主要事業検討会議の報告ということになっておりますので、これが主要事業検討会議へ報告をされて、その中でまた取捨選択をするのか、班からの提案を全部受け入れるのかこれらも含めて考える。そしてその後、私のほうに上がってくると。そこでまたふるいにかけるか、全部採択するかということになるわけでありまして、平成 26 年度中に取りまとめて、そして平成 27 年度からの施策に生かせるものは生かしていくということで今、検討を進めているところであります。

○副 議 長 19 番・今井久美君。

○今井久美君 2 人口減少社会について

プロジェクトチームについては理解をいたしました。

次にちょっと減少問題とは直接タッチしないように思われるかもしれませんが、先ほど 1 番議員の防災面での集落維持という意味で、残念ながら 50 代から 60 代そういった年代の方たちが、機会に恵まれなくて人生の伴侶と巡り合うことができなかつた。最近そういう人た

ちが一緒になった話を聞かせていただきました。どんなきっかけで家や地域が活性化していくかわかりません。そういうことへの期待は大きいとも思いますが、いかがか伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 人口減少社会について

この問題につきまして、ちょっと古いといえますか4年ほど前、2010年の厚生労働白書の中を見ますと、50歳時点で一度も結婚したことのない人の割合を示す生涯未婚率は、男性で20%ということであります。そして男女ともに上昇中で、2030年には男性の生涯未婚率が29.5%になると予測をされております。15年後には男性の3人に1人がひとりだということで、50歳を迎えるということになろうと思っております。離婚率も年々上昇傾向ということでありまして、ある意味不安の増す数字であろうと思っております。

そして、幸せという概念、定義が大きく捉え方が違ってきておりまして、我々のころはとにかく結婚をして、そして子どもをもうけてきちんとした家庭を築く、これが一番の幸せだと。ところが今は年収があろうが、どうしても、結婚して子どもさんが生まれる、生まれないは別にして、生涯の伴侶を得るということについてのそこに幸せを感じるという人も少なくなりました。生涯ひとりでも幸せだと、こういう方も非常に多くなってきているわけがあります。

これらについては、なかなか我々がどうこうすることはできないわけではありますが、今、議員がおっしゃったように、そういう晩婚ではありますけれども一緒になってみて本当に幸せだったと。それがまた地域の維持や活性化に結びついていくと、これが一番すばらしいことでもあります。我々も余り結婚を勧める、勧めるという話は、また非常に批判を浴びる部分もございますので、幸せとは何かということは、それぞれの個々の気持ちの持ち方で違うわけではありますが、やはり人間これも動物でありますから、本来の姿はやはり結婚をしてそして子孫を継続していくと、このことが一番の基本であることは間違いありません。

これは、私は批判されようがどうしても、それが基本だということだけは申し上げてまいりますけれども、では、だからみんな結婚しろという強要ができるわけでもありません。非常に難しい時代に入ってきておりますが、今、世論として人口減少が非常に深刻な問題として捉えられておりまして、そのためだけに結婚しろということではありませんが、やはり結婚とはこういうふうな幸せなのだということは広く流布していければとこういう思いであります。

○副 議 長 19番・今井久美君。

○今井久美君 2 人口減少社会について

今、答弁をいただいたように、私もある人から最初市長が答弁されたようなことを言われました。やはり結婚しないからといって全然困らないし、自分は幸せでないと思ったこともない。これから先もそうだということと言われて、ちょっと違うのかなと感じたこともありました。ただ、この地域の集落の維持ということを考えて、その成婚された方も非常に地域貢献に一生懸命ですから、そういったまた活動も、地域も幸せになりますし、自分も

残りの何年間で、伴侶を得て過ごしていくということも重要なことだと思っています。人口プロジェクトの中でまたそういうことも検討してもらえればと思っています。

3 水素社会について

最後になりましたが、水素社会について伺います。この「水素社会」は文字通り水素エネルギーを主力とした社会であります。東北の震災3.11以来、原発がとまったままの状態です。日本の経済活動は動いております。どうしても日本のエネルギーはどうなっていくのかということをお考えざるを得ません。

最近の報道で、電力3社が稼働から原則40年たった施設の更新が難しいとして、原発の廃炉を検討することのことであります。原発にかわる新エネルギーに期待が集まってまいります。シェールガス、メタンハイドレートなど、3.11以後、原子力発電のとまった日本に希望の光が見えてくるニュースであります。中でも水素エネルギーについて、安倍総理の国会答弁は、国策として取り組んでいくとしております。その進展を注目していきたいと思っています。

トヨタ自動車は2015年発売予定をしていた燃料電池車を、年内に発売する報道がありまして、水素エネルギーに長年かかわってきた燃料会社の株価が急伸したのは、最近のことです。今具体的に施策を問うことはできませんが、今現在の市長の水素エネルギーに、水素社会に思うところを聞かせていただきたいと思います。

○副 議 長 市長

○市 長 3 水素社会について

水素は簡単に言いますと、水から水素と酸素を分離して水素だけを取り出して、それを燃料にしていこうということですから、素晴らしいことだとは思いますが、今、議員がおっしゃったように、政府の成長戦略でも水素エネルギーによる燃料電池自動車の普及、あるいは水素を供給する施設、水素ステーションこういう設置など水素社会の実現を掲げているところでもあります。

経済産業省の資源エネルギー庁から出されております水素社会を実現するための工程表によりますと、水素をエネルギーとして活用し、世界最速の燃料電池自動車を普及させようとする方針が打ち出されておるところであります。燃料電池自動車は、今、議員がおっしゃったようにことし中にもう市場に出回ることです。政府もそれを後押ししている状況だと理解しております。

日本のエネルギーの90%以上は化石燃料でありますので、水素エネルギーは元来人体には無害だということでありまして、これがどんどん普及していくということになれば、ごく詳しいことはわかりませんが、水は日本はいっぱいございますので、それが燃料のもとだということになりますとこんなに素晴らしいことはないということで、大いに期待をしているところでもあります。

技術的な問題、あるいはコスト的な問題、こういうことは当然何かを始めるときにはつきものでありますから、それを克服していただくだけの技術力、あるいは科学力というのは、日本

人は備えておると思っておりますので、一日も早いこういう社会が到来することを、今は望んでいるというところでございます。

○副 議 長 19 番・今井久美君。

○今井久美君 3 水素社会について

今、お話がありましたように、新エネルギー計画にも水素社会への取り組みが具体的に明示されて、既に予算化もされて動き出しております。自民党の政務調査会の活動の中にも、分散型エネルギーということで、3.11以来、分散型のエネルギーを目指していくという方針も掲げられておりますので、いずれ国が国策としてやるということになれば、各自治体のほうにも波及してくるのだろうと思っております。

実際ですが、モデル的に北九州ですとか川崎ですとか、最近の話では水素発電を手がけているプラントメーカーが秋田県と技術連携をとって締結をしたという報道がありました。なぜ秋田県なのかよくわかりませんが、いずれそういうことになってくるのだろうと思っております。

今、市長からも非常に興味があるという話を聞きました。次回にはもっと踏み込んで、具体的に、政策的に質問をしたいと思っております。これからの行方を注視していきたいと思っております。よろしく申し上げます。終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○副 議 長 次の本会議は、明日9月10日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時19分〕